

## 加藤高明像の再構築

——政党政治家とビジネスマンとしての視点から——

王 平※

- I はじめに
- II 加藤高明に関する従来のイメージとその問題点
- III 政党政治家としての加藤
- IV ビジネスマンとしての加藤
- V エピローグ

### I はじめに

明治半ば以降から大正期を通じて、加藤高明（1860年－1926年）は外務省親英派の筆頭であり、「霞が関外交の嫡流」、「終生、列強に伍していく日本、国際的地位を追求する日本のシンボリック的存在」といわれた<sup>1)</sup>。加藤に対するこのような評価は、少なくとも次の二点の象徴的な意味を有した。すなわち、一つは明治半ば以降半世紀にわたる日本外交の基本的姿勢を現したことである。もう一つは第二次世界大戦以後の史学界において戦前日本外交の帝国主義的性格を定義する際に有力な裏付けを提供したことである。この意味からいえば、加藤外交を如何に解釈するかによって従来の近代史の見方が大きく変わる可能性があるといっても過言ではない。加藤外交の代表的な事件としては、1915年の日本による対中二十一カ条要求がまずあげられる。しかし、従来の研究においては、往々加藤本人に対する認識が欠如したために、加藤外交に対する評価は勿論のこと、この時代の日中関係の重大な事件に対する解釈にも種々の困難を生じさせた。この事実は近代史の解釈が満足すべき状況に至っていない実態を窺わせるのである<sup>2)</sup>。

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了（2002年法学博士号取得）

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第1巻第3号2002年11月 ISSN 1347-0388

- 1) I. ニッシュ著／宮本盛太郎監訳『日本の外交政策：1869-1942一霞が関から三宅坂へー』、ミネルヴァ書房（1977年）、90頁。細谷千博「大正外交における正統と異端」、『日本及日本人』16-2（昭和40年）。
- 2) 例えば、長岡新次郎氏は、加藤の外交技師的一面を論じて、「彼のもつ思考のロジックで、彼には納得できても、第三者には理解できぬもの」と述べている。（注

加藤高明に関しては、戦前、伊藤正徳が日記、書簡などに基づいて『加藤高明』伝記を著した。この伝記は、今日に至ってもなお加藤研究の基礎資料として多く利用されている<sup>3)</sup>。しかし、この伝記には記述された事実と論旨が食い違点があるばかりでなく、加藤がなぜ対中外交上、二十一カ条要求をつきつけるに至ったかに関しても分析されておらず、説明が曖昧である<sup>4)</sup>。つまり、伊藤氏はこの時代の加藤高明像をはっきりしたイメージで伝えたいといえないのである。この状況は、加藤外交の性格を論じるときは勿論のこと、辛亥革命を契機に東アジア国際関係が大きく変化したなかでさまざまな点で対立を重ねてきた日中関係や日英関係の実状を知る上でも障害となると感じられてならない。さらに、加藤高明像が曖昧のままとなっているのは、第一世界大戦の勃発と日本の対中要求の強要といった二重の衝撃的な出来事が、その後の東アジア国際関係の変化にどのような影響を与えたかを知る上でも常に困惑が付き纏うと考えられよう。

本稿では、加藤の外交のみを重視してきた従来の研究とは異なる視点で、加藤

---

③参照)。また、ニッシュ氏は、加藤について次のような評価を下している。「加藤は列強との外交に最も高いレベルで携わった豊かな経験を有し、また、ロンドン滞在中に、議会その他の民主的手続の重要性について十分学んでいたようにも見える。しかし一方、中国に関しては、余り経験がなく、敬意も払わなかった。…「高等政治」に比し、彼は、中国政策には、余り興味を示さなかったように見える。立派な業績を上げた大使が、政策全般を管理する立場に立つとお粗末な結果に終わる、という事例はままある。加藤というパズルの解き難さには、おそらく、この要素があった。」I. ニッシュ、前掲書、109-110頁。

- 3) 加藤研究の著書は、伊藤正徳編『加藤高明傳』伝記編纂会(1929年)、近藤操『加藤高明』時事通信社(昭和61年)ニッシュ前掲書第五章などがある。論文として、長岡新治郎「加藤高明論」『国際政治』33号(昭和42年)、野村乙二郎「対華二十一カ条要求と加藤高明」『政治経済史学』131-2、134-5(1977年4-5月、7-8月)、島田洋一「対華二十一カ条要求-加藤高明の外交指導」(1)(2)『政治経済史学』259、260(1987年10、12月)、桜井良樹「加藤高明と英米中三国関係」(長谷川雄一編著『大正期日本のアメリカ認識』慶応義塾大学出版会、2001年)、などは挙げられる。なお、外務省編『外務省の百年』原書房(1969年)も参考になる。
- 4) 近藤氏は、自らの著書を「伊藤正徳の抄録にすぎない」と認めているように、伊藤正徳の『加藤高明』は詳細な記述である。しかし、野村氏が指摘したように、伊藤氏は、加藤の性格を「如何なる強者にも、如何なる権柄にも、敢然対峙して常に剛強であった」と評価しながら、二十一カ条要求問題の失敗の原因を、元老によって第五号を押しつけられたためのようという。これは人物の性格づけと責任の取らせ方が矛盾している上、事実と反する記述である。加藤の秘書松本忠雄氏の『大正四年日支交渉』(1915年)は、最後通牒提出の段階で第五号を削除するよう元老から圧力をかけられたと明記しているからである。

高明像の解明に挑む。つまり、加藤の外交姿勢を形成した要因として、彼の政党政治家とビジネスマンとしての経歴を分析の視野に入れ、内外の新しい資料を加えて検証するという新しいアプローチを用いる。こうした手法により、加藤の外交行動だけでなく、内面にも照明をあてることができ、その上更に加藤外交の経済的な性格やその国際的な様相を解明することが期待できると思うのである。より鮮明に加藤高明像を構築するために、検証の時期は主として辛亥革命から第一次世界大戦勃発までに絞り、大戦勃発後の加藤外交については、本稿における議論に基づいて、別稿で論じるつもりである。

## II 加藤高明に関する従来のイメージとその問題点

加藤高明は、1887年に陸奥宗光の勧めで外務省に入省した。以来、二度にわたり駐英大使を長期間つとめ、四度外務大臣の座に着いている<sup>5)</sup>。外交一元化の名のもと、外務省の自律性を奪いかねない軍部や元老らの影響力を外交から排することは、加藤のキャリアの中で最も重要な特徴となっていた。1914年4月、大隈首相から四度目となる外相就任を求められたとき、加藤は新党同志会総裁として背後に「政党勢力の威光を有し、それ以前のどの外相期よりも政策決定に影響力をもった」。同年7月の第一次世界大戦の勃発に伴う日本の参戦や、翌1915年の対中二十一カ条要求など、加藤はこの間の日本外交を実質的に統率したが、対中外交の拙劣さを世界にさらけだした結果、二十一カ条要求外交は悪名高い帝国主義外交の典型として広く知られ、後々まで批判的となった。

しかし、その一方で、このような赤裸々な膨脹主義者としての加藤像とまったく相反するイメージが、実際に被害者の中国側から提示されたものも紛れもない事実であった。たとえば、加藤は、1924年6月護憲三派内閣と翌年8月に総理大臣を担当し、1926年1月下旬首相の座で死去した時、中国の外交総長王正廷は時事新報記者に対し、「関税会議、法権会議に示された日本の好意が、加藤首相の方存から出たものであることを思うとき、その死は惜しくてならない。後継に如何

5) 加藤の駐英公使の任期は、1895年10月－1899年4月、1908年－1912年12月である。大臣任期は、1900年－1901年4月、1906年1月－3月、1912年12月－1913年4月、1914年4月－1915年8月である。

なる内閣ができるにせよ、日本の中国に対する政策に変更のないことを熱望する」と語ったのである<sup>6)</sup>。

二十一カ条要求当時の加藤の中国政策が、加藤政権時の中国政策との間に本質的な相違があったのか。これが、まず問うべき第一の問題点である<sup>7)</sup>。本稿は、検証対象を大戦勃発直前までに絞った点に鑑み、次のような課題を設定した。すなわち、加藤は、明治から大正に変わる転換期において外交家から政治家へ轉身し、その際、どのような視点から中国問題にアプローチし、どのような中国政策の構図を描いたかについて、詳細な分析に基づいて解明を試みる。なお、加藤のイメージとして定着している、「帝国主義的性格」及びその随伴する中国への軽視といった問題を含めて、検証し直したい。

加藤高明のイメージを解析するための第二の問題点として、日英同盟の問題を挙げるべきである。これまで加藤は「日英同盟骨髄論」を鼓吹する第一人者として認識される一方、1910年代初め以降から中国における日英間の貿易、鉄道投資の摩擦が増えるなかで対英外交に強硬な姿勢で臨み、両国間の溝を深めた張本人としても認識されている<sup>8)</sup>。これは、もう一つの矛盾するイメージとなっている。本稿は、この問題にアプローチするに際し、次の二点を考察すべき課題として設定している。第一は、中国における貿易と鉄道投資の問題に関し、いったい何が実際におきていたのか、という基本問題に立ち戻って内外両面の視点から究明したい。第二は、各国の政策の解明のみに満足せず、政策形成の背後に見え隠れしている外交指導者の状況認識にもできるだけ照明をあてたい。これは、外交政策

---

6) 1925年10月北京関税会議のとき、加藤内閣が内争不干渉政策を掲げて会議に臨んだ。日置益全権代表が各国に先手を打って中国の関税自主権を原則的に承認することを提案し、法権回収についても司法調査の後において中国側の希望に応ずる態度を示し、列強の対中外交に主導的な役割を演じた。近藤操『加藤高明』、122-123頁。

7) 筆者の知る限り、こうした加藤の相反するイメージに着目した最近の研究としては、桜井氏の論文が挙げられる(注3参照)。氏の論文は、「加藤外交」と「原外交」、「弊原外交」の連続性を具体的に分析する点で特色をなしており、資料の運用も優れている。また、三者の外交政策がいずれも英米との協調を基調としたものと強調したことに対しても、賛成である。ただ、氏の考察は、加藤の外交行動のみに留まっている点からいえば、従来の研究を大きく越すものとはいえない。

8) Peter Lowe. *Great Britain and Japan, 1911-1915*. London Macmillan, 1969、第五章をみよ。

の成否を論じ、正しい歴史的な評価を与えるための必要不可欠な前提条件であると考えているからである。

加藤高明像を再構築するために、本稿が用いるアプローチと分析の手法についても、付言しておきたい。加藤の権力基盤における特徴として特筆に値するのは、政党指導者としての政界での地位と三菱財閥と姻戚関係を有することから生ずる経済的背景の二点である。後者は、加藤が経済界出身の政治家としての特殊な一面を現すものである。これらの特徴を無視するなら、加藤外交の基本的なスタンスを把握することは難しい。いままでの研究は、この二点に注目することもあるが、分析の射程は概して日本国内にとどまった特徴がある。それと比べて、本稿は、日本国内の諸要因と国際上の諸要因とを関連づけた上、分析を行なう点で新しさがある。そのために、従来殆ど使われていない複数国の史料を加えることも加藤高明像の解明に寄与できると考えられよう。

### Ⅲ 政党政治家としての加藤

#### 1 政党政治家の出発点

国会開設以来、加藤は、伊藤博文の政友会と大隈重信の憲政本党の両方とも密接な関係を保ちながら、どちらにも入党せず、大臣となり代議士となっても国内政治に打ち込むことはなかった。専ら外交家と自認した加藤が、なぜ、1913年に桂太郎創立の新党立憲同志会に加わり、政党政治に本腰を入れたのかが先ず注目すべき点である。これを知る手掛かりは、日露戦争前後における加藤の政治活動の経歴を調べることから得られよう。

1900年第四次伊藤内閣の外務大臣として入閣した後、加藤は政友会寄りの政治家と見なされ、入党はしなかったものの、伊藤を政治上の師父と仰ぎ、その独自の政治的ポジションを利用して政友会と憲政本党の民党連繫に力を注いだ。日露戦後、第一次西園寺内閣成立の際、加藤が二回目の政友会内閣の外務大臣として要請されたのは前述の経緯からであった。1906年第一次西園寺内閣の成立は、いわゆる「桂園時代」の幕開けとなり、加藤と同じく第二世代に属する政治家たちが政治の表舞台に登場する時期でもあった。この内閣において加藤が「鉄道国有案」に反対して辞職の決断を下したことは、その政治的系列を転換する分岐点と

なった。大臣辞職をきっかけに、加藤は政友会の指導者原敬との親交が切れてしまい、結果的に政友会系から離れざるを得なくなった。しかしその一方で、加藤の政党政治家への指向は、この事件を通じて示されたといつてよい。なぜならば、加藤が本来「外交技師」として入閣したのにもかかわらず、「鉄道国有案」という内政、財政上の問題で自らの政見に固執し、職を賭して反対に当たったことは、ある意味で政党政治家の姿に似合うものといえるからである。事実、1908年第二次桂内閣が組織され、小村外相から駐英大使就任の要請に接した後、加藤は大石正巳を訪ねて「政治をやるのに外国に赴任するのは不得策ではあるまいか」と相談したことがある。このことは、加藤の政治参加の志向をはっきり示した証拠であったといえよう<sup>9)</sup>。

加藤にとってロンドン駐在の四年間は、結果的に大正期において反政友会政治家として現れるための幕間となった。この間に世界情勢が大きく変化し、デモクラシーの思潮は世界中に流行した。加藤の周辺でも変化の波は渦巻いたのである。イギリスでは、保守党長期政権に変わって1906年に労働党 (Labour Party) 政権が成立し、加藤と親交のあるエドワード・グレー (Edward Grey) が新政権の外務大臣に就任した。日本国内において閥族打破、立憲政治の確立を目的とする憲政擁護運動は急展開しており、政党勢力の拡大は目覚ましいものであった。何よりも衝撃的であったのは、1911年10月清国に辛亥革命が勃発し、翌年中華民国へ生まれ変わり、共和制に移行するとともに中国において政党内閣の誕生が目前に迫ったことであった。

政界に転身する機会を待っていた加藤にとって、1912年12月、第三次桂内閣の外相としてロンドンから召還された時は、政治家としての運命を決定する重大な転機であった。加藤と桂は、約半年前の4月に東京で会見を行って以来、急速に接近した。その後、第二次内閣が下野した後に、桂は加藤に対し、ヨーロッパ外遊の際に英国の議会政治を考察するためにロンドンに立ち寄ると約束し、関係を更に深めた (桂は明治天皇死去のために旅を中断したため、計画中止となった)。二人が急接近した理由は桂の新党設立の計画と関係していた。桂にとっては、政

---

9) 近藤操、前掲書、

党を樹立する場合、政友会の原敬に匹敵する政界の有力な人物として加藤を味方に引き入れることが必要であった。他方、加藤にとって新党創立が成功すれば、念願の二大政党による議会政治の道がひらけると確信したのである<sup>10)</sup>。ところが、帰国後、加藤が目撃したのは、桂内閣反対で政情が騒然となり、議会在停止するという政治危機であった。結局、桂内閣は議会運営に失敗し、桂首相は緊急閣議を開催して議会解散を決意した。そしてそのわずか一時間後、首相は内閣総辞職を決定して閣僚を啞然とさせることになる。桂首相の決断がなぜこのように急変したのかについては、依然として未解明である。

イギリス外務省の文書の中に、1913年4月13日付外務次官ラングレー (W. Langley) が直筆したメモが保管されている。それは、来訪中の日本の代理大使が加藤からグレー外相に宛てた伝言を記録したものである。伝言は、加藤は桂内閣が短命であると思ってもあえて閣僚の地位を引き受けたが、国民感情が桂内閣をよく思っていないことに気付き、桂首相に辞任をアドバイスして桂もそれを受け入れたという内容であった<sup>11)</sup>。

加藤は、帰京直後に桂太郎に対し「情勢が悪化するようなら、むしろ辞職する方が立憲的ではないか」と直言したことがあり、桂首相の内閣維持の決意に動かされ、協力姿勢をとった後も内心では総辞職すべきだと考えていた。このような経緯からみれば、グレー外相への伝言は日本政府の内情をかなり正確的に伝えていたと見るべきであろう。さらに、1913年2月7日、世論への対応に追われた桂は、新しい政党結成の宣言案を打ち出し、政友会に対抗する政党立憲同志会を誕生させた。加藤は、同志会の結成に参列したが、直ぐには入党せず、第一次山本権兵衛内閣が組織されたときにも、山本首相からの外相留任の要請をも断った。辞退の理由は、「自分の総辞職論、連帯責任論を終始一貫して事実に示すことが、この際の責任である」というものであった<sup>12)</sup>。政党政治家の本領は、ここにも十二分に発揮されたと窺えよう。加藤が自分なりの論理を追求して入党に踏切っ

10) 「加藤男の政党観」『国民新聞』1913年7月9日を参照せよ。

11) British Foreign Office Record (以降 F.O. と略称)。Memorandum communicated by W. Langley, 21 Apr 1913. F.O.371/1614.

12) 近藤操、前掲書、178頁。

たのは、4月8日であった。その時、加藤は立憲同志会の諸領袖に次のような条件を提出した。「政権の為に輕挙妄動せざること」<sup>13)</sup>。

## 2 中国問題へのアプローチ

政党政治参入の準備を終えた後、4月25日から、加藤は一年半前の革命で一変した中国の視察旅行に出かけ、孫文、袁世凱らとも会見して6月7日に帰京した。この訪問は、先行研究において中国問題解決のための旅と位置づけられているが、中国問題が、どのような実質的な意味を持っていたかを慎重に吟味した研究は殆ど見当たらない。日本に戻った後、加藤は、各種の雑誌、新聞、講演会で視察記を発表し、中国の現状について興味深い観察、判断を示した。これらの資料に基づき、政党政治家としての起点に立った時点で加藤は日中関係をどのような視点から捉え、展望したかをあきらかにしたい。

加藤の中国旅行は、揚子江を遡って漢口、長沙、湘潭に入り、また漢口に戻って北上し、北京、天津、ドイツ租借地の青島を視察し、済南府から南京、上海を経て帰国した。この経路は、加藤の視察が南北を貫通する京漢鉄道と新しく開通した津浦鉄道を利用してなされたことを示している。視察中、加藤は中国の巨大な変化に「驚かされ」たという。特に「喜んで外国文明を歓迎」する社会風潮は、日清戦後に初めて中国を訪問した時の状況と比べれば、殆ど別世界のように思われた。忙しいスケジュールの中に、加藤は議会を三十分ばかり傍聴する時間を割いていた<sup>14)</sup>。

1913年7月号『新日本』に掲載された「予の観たる支那の現状」において、加藤は中国の議会政治の現状を語った。中国の議会政治はまだ初期段階で、「国民そのものの政治的知識が甚だ幼稚で、南北の主張を比較して優れる者に就くというような輿論のあるべき筈はない」。目下の南北の紛争といっても、また国民党、進歩党と分かれて争っているといっても「其離合去就する所以の道は、国家百年の大計の上より周密に思を凝す」ものというよりも、多くは感情的な対立にとら

---

13) 前掲、181頁。

14) 加藤高明談話記、「予の観たる支那の現状」『新日本』第3巻第7号、(大正2年7月)、66-69頁。

われるもので「大して其処に高尚なる理想の潜在するものとも思わない」<sup>15)</sup>。

中国の議会政治と各党派の現状に厳しい見方を示す一方、加藤は、『大正公論』に寄せた小論文の中で、日中両国の指導者階層を比較して、「今日の支那の要路に立つ人は多くは壮年であって、三十歳四十歳と云う年輩の人が多数を占めている、役人の側から見て袁世凱は五十六歳で大官の中では最も老年である、そのほかの公務員にしても五十歳を過ぎた人は稀であって、三十歳四十歳の年輩が多数であるから日本より遙かに年齢の若い人が要路に立っている、是から見ると日本は頗る老人国だと言わなければならぬ」と慨嘆した。その上、日中関係について展望した<sup>16)</sup>。

中国の政治上の実況については、まだ混沌たるありさまであって今後如何に成り行きかを断言しえられぬものであるが、各方面に立つ人々に接するとなかなか学問もあり、思慮もあり、識見もある人が多くかつそれらの人は年齢的に若く壮年であるから団体的に如何なる仕事を成し遂げるか、共和政体も言わば製造中であって、前途に対する明言は困難なれども、其の立派な人々の尽力に依って政治上相当の進歩を見得られることを感じ、深く之を希望する次第である。今申す如く、支那においては日本及日本人を尊敬し良好なる感情を有して居るに対しては、我が日本も彼に充分なる尊敬を表し親切を尽くすということは極めて立派なことであって、今後更に一層の親密を加へることと信ず。

加藤は、この時期に流行している「日中提携」という言葉を使わなかったが、日本に留学経験を持ち、日本の政治、法制度の優れたものを積極的に取り入れようとする中国の政治の表舞台にたつ多くの若者に親近感をもったといえよう。そうした彼の心情が、ここに明確に現れている。それと同時に、現に議会政治を基盤とする中国の「共和政体はいわば製造中」であるとの認識は、その政党政治家の視角を示したものと知ることができる。この点について、一つの興味深い事実を付け加えておきたい。

1913年4月は、アメリカが民国承認を急ぎ、五国借款団が北京政府と改革借款

15) 前掲。

16) 加藤高明「支那と日本」『大正公論』第3巻第7号、(大正2年7月)、20-22頁。

の交渉に決着をつけようとしたのと同時に、中国では史上初めての国会召集が行われ、国家体制が形作られる重要な時期でもあった。3月20日国民党の指導者宋教仁が上海で暗殺されたのをきっかけに、南北対立は蒸しかえされ、緊張が高まっていた。孫文は急遽日本訪問を中断し帰国した。間もなく、上海共同租界と江蘇省特別法廷の審理の結果、犯罪者と趙秉鈞総理の関係が判明し、大総統袁世凱も強い嫌疑をかけられた。4月から5月にかけて袁世凱の威信は急落した。国民党指導部は、いまこそ袁世凱を政権から追い出す好機と捉えたが、闘争の手段について意見が分かれた。孫文は、袁世凱があらゆる策謀で国民党を潰すであろうとの予想から、機先を制して直ちに第二革命に備えるべきだと主張した。

しかし、国会の開幕が目前に迫り、経済界も内戦の再燃を嫌い、列国も概して南方の反袁運動に好意的ではなかった。こうした現実的な理由から、黄興を始め指導者の多くは、現在の国民党の優勢及び世論の同情を利用して国会と司法の場で袁世凱の責任を追及する合法的な手段をとるとの考えに傾いた。このために孫文の主張は未決のままに引き延ばされた。その間に、袁世凱は改革借款契約の調印(1913年4月20日)を成功させ、十分な資金を背景に経済界や軍界(各地方の総督を含めて)のみならず、武漢方面の副大総統である黎元洪にも忠誠を誓わせた。さらに、京漢鉄道と開通したばかりの津浦鉄道を利用して大軍を南下させ、5月上旬までに4万の北方軍を江西、南京の周囲に配置させ、南北間の衝突を一触即発の危機に陥れた<sup>17)</sup>。

5月から6月までの間は、南北間の軍事的衝突が回避できるかを決定する重要な時期であり、列強の動向が鍵を握った。国民党指導部の列強に対する工作は、主として日米両国に向けて展開された。孫文は帰国した直後から、上海駐在日本総領事有吉明と密接な連絡をとり、国民党の袁世凱討伐の決意を連日日本政府に伝えさせた<sup>18)</sup>。加藤はちょうどこのころ上海に到着したため、孫文、黄興との

17) 袁世凱の軍事行動に関する情報は、駐中米国代理公使ウィリアムズからブライアン 国務長官宛の報告から引用した。National Archives Microfilm Publications : Microcopy. Records of the Department of State Relating to Internal Affairs of China, 1910-29 (以降、DSと略称)。Williams to Bryan, 16 May 1913. DS 893.00/1700.

18) 外務省編『日本外交文書』(以降『日文』と略す) 大正2年第2冊、323、335、341、345頁。

会見で日本の支援について尋ねられた。日本外交文書の中に、加藤は、孫、黄両氏に自重するよう勧告したとの記録があるが、南北の紛争の性格をどのように見ていたかについて、言及していない<sup>19)</sup>。

興味深いことに、駐中国ジョーダン英公使は、1913年5月23日付グレー外相宛に加藤の中国訪問の報告を送っていた。報告は、加藤が北京到着後に英国公使館を訪問した時の談話の内容を詳細に伝えている<sup>20)</sup>。すなわち、上海で孫文から日本の援助を尋ねられた時、加藤は自分が公人としての見解を述べる立場にないと断った上で、「南部の独立運動に同情する日本人が大勢いることは疑いないが、日本政府としては列強各国特に同盟国イギリスと協調して行動するに違いないので、日本から支援と激励を受けることは期待できない。日本は中国の安定の回復を切望し、そのすべての努力は安定した政権の維持に向けられるであろう」と話した。この意見表明は孫文を失望させ、彼は食事中沈黙を続け、加藤が質問した現今の話題に対しても言葉少なに返事をするに過ぎず、主客の間に通常の礼儀は殆ど見られなかったという。

加藤はまた、袁世凱について次のように語った。「袁大総統との会見は初めてであるが、抜け目のない有能な行政官との印象である。大総統の主要な欠点は、南部に対する理解が欠如し、革命を成し遂げた若者たちへの蔑みを隠さないという点にある。世界の知識を持ち、国家の運命を大きく変えた主役者で、三十をも超えた男たちを『坊や』と軽視して傍らに侍らせているような大総統の性癖は危険な要因だと考えるべきである。袁世凱は南部を宥めるために何かの措置をとらなければならない。例えば、宋教仁事件で重大な疑惑をかけられた趙秉鈞総理を交替させ、かわりに何の党派にも属さない衆議院副議長湯化龍あるいは張継を後継総理に継がせることは、問題解決の良策であり、国民党はこの妥協案を間違いなく受け入れるであろうし、現下の問題を解決に向かわせるであろう」。

数日後にジョーダンが袁世凱に国民党の鎮圧に暗黙の了解を与えるという事態

19) 前掲、6月1日「加藤高明男上海にて孫、黄両氏に対し自重する様勧告の件」、359頁。

20) Jordan to Grey (Received June 9), 23 May 1913, F.O.371/1624.

を、もし加藤が想定していたなら、このような会話を交わしていただろうか<sup>21)</sup>。ともかく、加藤は、袁世凱でも革命党指導者でもなく、議会の指導者であった湯化龍や張継などに期待を寄せた。そして加藤が提示した問題の解決策はあくまでも現在の議政体の継続を前提とした。この二点は、注目に値しよう。

このように、表では、加藤は辛亥革命後の古く、かつ新しき中華民国の姿を、生々しく的確に捉えていたようにもみえる。しかし実際には、民国政治の舞台裏を見極めることは、彼には到底できなかつたのである。加藤の楽観論は、まもなく、第二革命が勃発し、南方勢力が袁世凱の軍事力によって一掃されたという事態に直面してあえなく消えてしまった。第二革命後、孫文をはじめ国民党急進派勢力が悉く日本亡命に追い込まれ、国会が機能しえなくなるにつれ、湯化龍、張継などの穏健派勢力も活躍の場を失った。さらには、第二革命における一連の日中衝突の事件は両国関係の急速な冷え込みをもたらしただけでなく、南部急進派勢力が排除された後、彼らと通ずると疑われた日本人にとっても貿易や投資の環境が厳しくなるのは避けられなかつた。駐中小幡代理公使からは、「此国の朝野の我に対する感情の齟齬」、「所謂乱党に対する其筋の神経思ひの外過敏」の現状においては、日本はどんな交渉にも好意的な対応を得られないであろう、という悲観的な声が届く有様であつた<sup>22)</sup>。

このような中国の政治情勢の急速な変化は、加藤が第二次大隈内閣の外相に就任し対中政策を立て直すに際し、何らの影響もなかつたとは到底考えられない。事実、日本が大戦勃発から参戦、対中二十一カ条要求交渉において、日本に亡命中の革命党処分の問題が内外から迫られた経緯があつたが、加藤がそれを真剣に考えた形跡はない。加藤は、桂が死去した後、1913年12月に立憲同志会の総裁に推戴され、政党政治家への道に決定的な一歩を踏出した。この点を考慮に入れ

21) ショーダン公使は袁世凱との間に、4月29日と、6月初頭の二回にわたる秘密会談を行った。二回目の会談で袁世凱の南部鎮圧の決意に暗黙の了解を与えた。Jordan to Grey, 29 Apr 1913; Grey to Jordan 5 June 1913; Jordan to Grey, 5 June 1913, F.O.371/1624.

22) 『日文』、大正3年第2冊、538頁。1914年3月12日に駐中公使山座円次郎は、アメリカ駐中公使ラインシュとの談話の中でも、同じ見方を示している。Reinsch to Bryan, 12 march 1914. Reinsch Papers : The Society and Department of History at the University of Wisconsin.

ば、議会政治の理念を共有する政党政治家の立場から、加藤は孫文等の境遇に同情し、こうした思想的、感情的な要因が彼の革命党問題の対処方に何らかの影響を与えたと考えても不思議ではないであろう。この問題の論証は、大戦勃発後の加藤外交の検証に譲るが、以下、加藤外交に影響を及ぼしうるもう一つの要素に照明したい。

#### IV ビジネスマンとしての加藤

加藤外交を考察する際、その政党政治家としての経歴を無視できないのと同様に、加藤のビジネスマンとしての経歴にも注目すべきである。加藤は、1880年代初頭、日本の近代的経済体制が形作られる重要な時期に三菱社に入社し、以後、三菱財閥の岩崎家との関係から「東京日々新聞」社長、日本郵船副社長などを勤め、様々な商務に携わるなど、日本と世界に連なるビジネスの最先端にいた。加藤の二回に亘る駐英大使の経歴も、その豊富な商業知識と関係していた。第一次駐英公使の時代、加藤は清国の賠償金がロンドンを通じて日本に完済されるまでの複雑な過程を一手に引き受けて統括し、二度目の駐英大使の時も、日露戦後の経済的な難局を乗り切るためにヨーロッパ金融市場での数回にわたる政府債や社債の発行に関係した。このような経済通の加藤が駐英大使を務めたことは、1910年日英通商条約を改正するに至るまでの複雑な交渉を成功させるうえでも大いに役立った<sup>23)</sup>。さらに、1912年に日本が国際借款団に加入した後、加藤が駐英大使としてヨーロッパにおける国際借款団本部の日本借款団代表を指導する立場にあった。

第一次西園寺内閣外相を加藤が辞任した際、内閣の「鉄道国有案」が自らの自由主義的経済観と相容れないことを理由としたのは、よく知られている。しかし、研究者は「自由主義の経済観」という言葉を使う時に、留意すべき点がある。つまり、経済観念と経済政策を混同してはならないということである。また、経済政策の分析に際して、国家の経済制度は何らの形で経済政策の形成に影響を与え

23) 小村外相が加藤を駐英大使に任命する主な理由は、日英通商条約の改正に加藤の経済に対する理解が必要な知識だという判断からであった。伊藤正徳前掲書、上巻、599頁。

るとの必然性についても当然留意されるべきであろう。二十一カ条要求の一つの重要な特徴は、「産業、兵器、鉄道、港湾、造船所等々、中国近代化に関係のあるすべての面にわたっていた」というような、その内容の広汎性にある<sup>24)</sup>。従来、これらの条項は日本各界の個別利益を反映して編成されたものと解釈されることが多いが、この解釈は加藤本人の認識や意図が確認されていない点で、加藤外交的を射ているとはいえない。この時期の日本の対中外交においては、満蒙問題と中国本土の貿易・鉄道投資問題が政治的にも経済的にも大きな比重を占めていた。以下、これらの問題について加藤本人の見解を明らかにしたい。

## 1 満蒙問題

日露戦争のとき、日本が内外からおよそ20億円に達する巨額な戦費を調達したことは、周知の事実であった<sup>25)</sup>。戦時中、政府は戦費捻出のために増税を行い、営業税、織物消費税、通行税、塩専売など「悪税」と呼ばれた「非常特別税」が戦後も引き継がれた。日露戦争前後、1903年から1905のまでの三年間における国民所得は、二割程度しか伸びていないが、国家予算の規模は、1903年度の2億8700万円から、1906年度の5億3000万円へと倍以上に膨脹した<sup>26)</sup>。こうした高税率の維持、高額な国債利子の支払などは、戦後日本経済を窒息させる基本的要因となった。

1911年10月第二次西園寺内閣は組閣した後、政府は、国際収支の赤字を埋めるために外資導入を続けざるをえない悪循環に陥った。政府債のみでは外債募集の名目が見つからないので、市債、社債の外債発行を勧奨して所要の外資導入を続けた。しかし、その一方で、正貨準備高は年々減少し、1913年には正貨は政府と日銀ののを合わせて約3億7600万円で、日本内地に1億3000万円、ロンドン、ニューヨークそのほかに2億4600万円があるも、漸次減少し、同年12月の末には

24) ニッシュ前掲書、105頁。

25) 長岡新吉『明治恐慌史序説』東京大学出版会（昭46）、200頁以下参照。

26) 日露戦後、第一次西園寺内閣の「積極政策」について、坂野潤治『明治憲法体制の確立』東京大学出版会（1971年）。三谷太郎『日本政党政治の形成』第一部、東京大学出版会、（1967年）、テツオ・ナジタ『原敬-政治技術の巨匠』第四章、読売新聞社（1974年）、などを参照されたい。

7200万円の小額になった<sup>27)</sup>。海外資本市場は、日本経済の限界を見切る気配が濃厚となった。1910年に、第1回四分利英貨公債を発行した際には、100ポンドの額面に対し96ポンド以上の価格を保った日本公債の価格が、1913年第三次桂内閣の時に既に84ポンドに下落し、内国公債も同様であった。1910年に「低金利革命」と称して年利1.3%の低利にまで引き下げた日本銀行の公定利子は、1914年7月大戦勃発直前に遂に2.0%に引き上げられた。こうした日銀の金融引締めの結果、1912年から1914年において事業の破綻、銀行の取付け、支払停止、休業等の破局に至る企業が続出し、「国家的に破産寸前の危機に直面した」と恐れる声が高まった<sup>28)</sup>。

日露戦後の長期的な経済不況のなかで、日本経済に明るい展望を持たせたのは対中貿易の拡大であった。特に満州市場は日本の国家経済の戦略上、特別な重要性を持った。日露戦後、日本の綿布、綿糸の満州への輸出が猛烈な勢いでアメリカ綿布を駆逐したのは有名な話であったが、関東州租借地を本拠地に日本が満州における鉄道、銀行、郵政等において支配的な力を握ったことは、決定的な意味を有した。日本商品は南満洲鉄道沿線の鉄道付属地を通じて中国内地に大量に輸送される際に清国の地方税をまぬがれた。満州の綿製品輸出市場をほぼ独占した三井物産にとっても、日本国内とほぼ同じ条件で直輸入、直輸出の販売戦略をとることはできた<sup>29)</sup>。更に、1913年に日中間で「安東經由鉄道貨物の減税特典に関する取極」を締結した後、朝鮮、安東を経て満洲に入る貨物は概して輸入税の三分の一を免除されることになったのである。こうして、対中貿易における満州の戦略的な地位が一段高まったのは、いうまでもない<sup>30)</sup>。

27) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』(1917年)、872-873頁。坂本辰之助『子爵三島彌太郎伝』昭文堂(1930年)、162-167頁。

28) 東洋経済新報社編『金融六十年史』(1924年)、492-493頁。坂本辰之助前掲書、167-168頁。

29) 巖中平『中国近代産業発達史』校倉書房、(昭和11年)、176頁。朝日新聞社編『明治大正史』(三)経済篇、朝日新聞社、(昭和5年)、318頁。1914年に日本の工業生産総額は一四・四三億円であったが、繊維産業の生産額は四六・八パーセントを占める六・二八億円に達し、蚕糸と綿紡製品は日本輸出貿易の大宗であった。

30) 「安東經由鉄道貨物の減税特典に関する取極」は、1913年5月に締結した。一年後に江蘇省の通・梅・崇・泰総商会は政府宛の報告において、1914年日本綿布の安東經由輸入量は往年に比べて十倍にもなっていると記している。「准三税務処改定土

満州の戦略的地位の重要性は、軍事的な視点からも強調された。陸軍最高指導者の山県有朋は、1907年国防方針の策定過程においても、後に多数の意見書の中でも繰り返し露清脅威論に言及し、露清同盟のみならず、露独、露仏、露独仏同盟への対抗をも想定し、その警戒心は「戦々恐々」といわれるほどのものであった<sup>31)</sup>。しかし、山県の考えは理由がなくなかった。つまり、いずれの同盟にせよ、他国が清国と関係した以上は、日本が満州権益を失い、朝鮮半島の統治が転覆される危険が常に潜在したからであろう。この見地から、山県は、関東州租借地の権益の確保に止まらず、朝鮮、満州、内蒙古の全域を一つの戦略単位と考え、朝鮮・満州における戦略鉄道の敷設、駐屯軍の増加などを繰り返し政府に忠告した<sup>32)</sup>。特に、1913年以降袁世凱政府の統一政策が漸次満州と内蒙古地域に浸透しつつ、かつ関東州租借地及び南満州鉄道の期限も少なくなっていくにつれ、山県は「大陸に扶植したる我帝国の主権擁護」を支えるための陸軍の軍備充実を強く訴えるようになった<sup>33)</sup>。山県の影響は、長年陸軍大臣を務め、1911年朝鮮総督となった寺内正毅を媒介に陸軍全体に広がっていた。寺内は、朝鮮半島を大陸権益拡大の基地とした点、また陸軍大臣時代に陸軍省を拠点に中堅将校に広い人脈をつくった点などから、より大きな影響力を持ったのである<sup>34)</sup>。

---

布進口税率通飾遵照由』『農商公報』第17期、(1915年12月刊)。なお、満州への棉布、棉糸の輸出については、小田閔太郎の『満州に於ける棉布及棉糸』関東都督府民政部(大正4年12月)に詳しい。三井物産会社大連支店玉菜次郎氏の指導、助言で書かれた調査報告である。

- 31) 山県の認識は、1907年1月『対清政策所見』、1909年5月『第二対清政策意見書』、1911年7月内閣宛『対露警戒論』、1912年『対清政略概要』などを参照せよ。大山梓『山県有朋意見書』、原書房、(昭和41年)、305-306、307-315、332-336頁。
- 32) 前述各意見書を参照せよ。山県は、1914年8月大戦勃発後内閣に提出した意見書の中にはじめて「満蒙における帝国の権益」ということばを使ったことを一筆付しておきたい。この背景には、1912年7月の第三回日露協約の締結と関係した。日露協約附属秘密協定の中で両国が東、西蒙古を分割し、相互の権利を承認した。1913年に山本内閣が「綱領」に基づき、旅順、大連租借地と南満州鉄道の租借期限の延長、東部内蒙古における重要な商埠地の開放及び鉄道借款権の獲得などをこころみた。その結果、同年10月に満蒙五鉄道借款大綱を入手した。
- 33) この時期の陸海軍軍拡を扱った論文として、次を参照せよ。小林道彦「大正政変期の大陸政策と陸海軍1912-1914」(『日本史研究』363号1992.11)。北岡伸一『日本陸軍と大陸政策 1906-1918年』、東京大学出版会(昭和35年)。
- 34) 寺内正毅は、1902年から9年間に陸軍大臣を務め、山県、桂太郎に次ぐ陸軍の指導者であった。『寺内正毅文書』(国会図書館憲政史料室所蔵)は、この間における陸軍の内部事情を知る重要な史料である。

ところが、日露戦争後、満州の経営体制の主導権争いを含めて陸軍と対抗してきた外務省は、山本権兵衛内閣（1913年4月組閣）の下に外交一元化路線を取り戻すべく反撃を始めた。外務省の政策構想は、1913年4月前後阿部守太郎政務局長が起草した「対支（満蒙）政策綱領」の中に示されている。「綱領」は、外交一元化と軍の自制の必要を強調した上、「満蒙に対しては新に領土獲得を目的とするが如き企図は之を念頭に存せず、現在の我地位を基礎として経済的平和に之が確保発展を遂げん」との方針を明示したのである<sup>35)</sup>。6月、山本内閣は行政整理を断行する際、拓殖局を廃止し、軍隊に関する事項を除き、関東都督に対する指揮監督権を外務大臣に帰せしめ、都督の満鉄に対する監督権を鉄道院に移した<sup>36)</sup>。これら一連の「外交一元化」措置が、陸軍、国粹主義の政客、浪人などに大打撃を与えた。しかし、陸軍は独自の対満蒙政策の策動を放棄しようとはせず、新しく都督府参謀長に就任した福田雅太郎などは「関東州併合論」を唱えたのである<sup>37)</sup>。

では、こうした出来事が起こっている間、加藤自身は満州問題についてどのように考えていたのか。

アメリカ駐奉天総領事は、1913年2月11日國務長官宛に加藤の満州訪問に関する報告を送っていた<sup>38)</sup>。「日中関係」を題名とするこの報告は、1月23日伊集院彦吉駐中公使が、第三次桂内閣外相就任のために満州経由で帰国途中の加藤と長春で会い、安東まで同行し、南満州デイリーニュースの記者に日本の対中政策について興味深い発言を行ったことを報じたもので、次のような南満州デイリーニュースの報道を抜粋している。（伊「日本にとって中国と経済上の同盟を結ぶための機は熟している。日本は、満州で利権を得るのが目的ではなく、中国の全土と通商をするのが目的である。（それによって）両国民をより接近させ、彼らの相互利益を強化するであろう」（と述べている）。公使は、更に「十数年の友人として袁世凱大總統が自分と全く同意見で、日中関係の改善が絶対に必要だと信

35) 外務省編『日本外交年表並主要文書』全2巻、(昭和30年)、369-376頁。

36) 栗原健編著『対満蒙政策史の一面』附資料篇、原書房（1966年）、264頁。

37) 黒板勝美『福田大将伝』、同伝刊行委員会（1937年）、256-261頁。

38) Consulate General of Mukden to Secretary of State, 11 Feb 1913. DS.793/179.

じている」と語り、桂内閣の中国政策に関する様々な推測について次のように釈明した。

一部の人は、加藤男爵は長い間イギリスにいたので、中国政治の複雑な事情に十分精通していないと思っている。しかし、その人たちは全くの見当違いで、それどころか、中国に深い関心を持つイギリスでの長期に亘る滞在は、閣下に中国の政治の様々な局面を勉強する素晴らしい機会を与えたのである。

伊集院公使の話は根拠のないものではなかった。加藤は、帰国直前にグレー外相と二回の会談を行い、関東州租借地と南満、安奉鉄道の延長の問題について意見を交わした。伊藤正徳の『加藤高明』によると、1913年1月3日の会談において、加藤が関東州租借地に関して日本の見解を示したのに対し、グレーは「日本人は該地方に血を植付け…畢竟此問題は貴国と支那との間に於いて決せられるべきものにして、他国に於いて容喙の要なからん」との態度を表明した。しかし、8日の会談において、加藤が、南満州鉄道と安奉鉄道が期限満了後も「之を支那に渡すことは実際日本の為し能わざる所、安奉鉄道が南満州鉄道の支線として同様な処遇を受け継ぎ、租借期限の延長を行うべき」と言及した時、グレー外相は「格別の意見を述べず」に留めた。後者について、加藤が、「要するに、本件については、旅・大租借地に関する程、我希望を援ぐべき有力なる歴史上其他の理論無きを以て、余の開陳に対し、グレー氏に於いては何等反対の意見を述べざりしと同時に、著しく会心の模様も見えざりし」と記したのである<sup>39)</sup>。

この記述によれば、関東州租借地と南満州鉄道の期限延長の問題について加藤がグレーから諒解を得たが、安奉鉄道の問題についてグレーが態度表明を避けたと窺える。特に前者に関し、グレーが日本の対中交渉に好意を示したととれる表現であった。伊藤正徳のこの記述は、イギリスが満州における日本の地位を認めたと証拠として、加藤と同時代の政治、外交家によって広く引用されたのみならず、後世の研究者も当時の日英関係の解釈に多く用いられた<sup>40)</sup>。しかし、この記述

39) 伊藤正徳、前掲書（下）、133頁。

40) たとえば、重光葵『巢鴨日記』（文芸春秋社、昭和28年）は、当時外務省通商局第一課長を務めた広田弘毅の談話を回顧して、この問題を触れた。伝記刊行会『広田弘毅』（昭和41年、56頁）も二十一カ条要求交渉の状況を述べている。

ほどの程度イギリス側の見解を正しく伝えたかは実証されていない。この点に関して、イギリス外務省資料には加藤とグレーの会談を裏付ける記録が残っている。以下、全文を掲げる<sup>41)</sup>。

本日の会談で、加藤男爵は、関東半島の租借期限は僅か二五年に過ぎず、租借期間が満了すれば中国に復帰することについて述べた。南満州鉄道契約によると、中国は三六年後に鉄道購入権を有し、八〇年後には鉄道は無償で中国の手に渡るのである。その期間は、既に一〇年、あるいは一一年が経過した。彼はこの国を離れる前に、租借契約が終了する時は彼も私も多分外務省にいないだろうが、だが、日本のどの政府もこの地域を中国に返すほど、強い力を持つものはないだろうと、あらかじめ伝えておこうとした。

彼自身は、ほかの列強がその地域を手に入れない限り、その地域を重視しておらず、また日本にとって価値があるとは思っていなかったが、日本がロシアと戦い、大量の血と金銀を費やした大戦の後には、旅順、大連租借地を引き渡すことができない。旅順口はそもそも日本が中国から獲得したもので、仏、独、露の三国干渉の圧力で日本が撤退し中国に返還しなかったら、日本の永久的領土となったこともまた記憶に留めなければならない。ロシアはそこで直ちにその地を租借し、日本はその後再びその地で戦いロシアからその地を獲得した。

私はこの最後の議論の有力さを認め、日本にとって租借地からの撤退が困難であることは、よくわかると話した。我々はエジプトに関して同種の困難を経験している。問題が今起こっていないので、これについて議論する必要はなかったが、彼が、時機が到来した時に彼も私もこの問題に関与していないとしても、彼が私に言ったこと、すなわち日本の意向がどのようなものになるかについてあらかじめわれわれに知らせたということを記録にとどめておいてもらいたいと言ったことを、記録にとどめておきたい。

この記録は、関東州租借地の期限延長に関する加藤の議論に一定の理解を示した点で加藤の記述と一致しているが、グレーは、加藤の要求に応じて談話記録として留めたに過ぎず、イギリスの政策を明示しなかった点に鑑みれば、加藤に承

41) Grey to Rumbold, 13 Jan 1913, F.O.371/1614.

諾の約束を与えたとは言い難い。ただ、日英同盟の関係を考慮に入れれば、グレーは、関東州租借地の問題について加藤に同情的な態度を示し、しかもそれが日本自身の問題だといった時点で、イギリスが日本の対中交渉に関与し、あるいは反対する意図がないことを保証したような含みを持たせたと考えても差し支えないであろう。留意すべきは、双方の記述を対照してみれば、加藤とグレーの間に問題の捉え方の温度差が目立っていた点である。つまり、加藤の積極的に話し合おうとする姿勢と比べて、グレーはあくまでも消極的に応答したに過ぎないということである。この違いは、後の経過を追ってみれば一層明瞭となる。

前述の4月13日外務次官ラングレーが来訪した日本代理大使の伝言を記録したメモには、加藤がグレーとの談話の内容を桂首相に知らせ、桂首相が完全にそれを承認し、後継の山本権兵衛首相も全く同意見であるということを知られた、という内容を記録している<sup>42)</sup>。さらには、5月2日付でグレー外相が日本代理大使と面会した後に書き加えられた覚書には、以下の記述がされている<sup>43)</sup>。

私は今日、日本の代理大使に面会した。彼は、1913年1月3日付東京宛至急便No.1で記述した加藤の発言内容を躊躇なく確認した。私の理解するところでは、日本はまた満州から朝鮮にいたる鉄道支線【安奉鉄道】の管理期限についても適当な期間延長を望んでいる。私は大使に今（当方としては）何も決める必要がないといった。私はもちろん租借地や租借期限について（判読不能）自分の発言によって英政府の今後にとるべき立場を拘束するつもりは無い。しかし加藤男爵の談話を記録にとどめておく。

この覚書から窺えるのは、日本代理大使は公式に加藤の見解を追認し、安奉鉄道の問題について再度グレーの見解を確認しようとしたが、グレーは、今すぐに何の決断する必要はないという理由で、日本に確答を与えることを避けたという事実である。要するに、この時点でグレーは逃げ腰となり、安奉鉄道問題のみならず、関東州租借地問題に関しても自らの意思表示を意図的に糊塗しようとしたといえるのではないだろうか。

---

42) Memorandum communicated by W. Langley, 21 Apr 1913. F.O.371/1614.

43) Minute by Grey on 21 Apr 1913 Langley memorandum, 2 May 1913, F.O. 371/1614.

加藤が日英同盟を重視する理由はこれによって明白に示されたが、同時に、加藤が自らの見解にグレーの共感を得ることができなかったのも、明白であったといえよう。また、注目すべきことは、加藤が関東州租借地の領土的価値に否定的な見解を示したにもかかわらず、政府の立場を楯に関東州租借権を恒久的に維持すべきことを強調したことである。加藤自身、このジレンマをどのように意識したのか不明であるが、彼の見解そのものの性格は、山本政権期の外務省が抱いた満蒙政策に関するビジョンと本質的な相違があったとはいえ、外務省が満州の戦略的地位の価値の多くを経済的な観点から評価したことは、既述の通りである。この点について、加藤が外相に就任した後の満州問題へのアプローチを追跡してみたい。

1913年以降、民国政府の経済統一政策は満州への浸透が日々顕著となっていた。1914年2月「鉱業条例」が公布されると同時に、東三省には鉱業監督官署が設置された<sup>44)</sup>。中央官署の設立によって満蒙地域の鉱山管理を内地と統一化したが、その一方で日本の「優先権」の喪失を意味した。さらに金融の面においても同様な変化が見られた。民国政府は、国際借款団との幣制借款の交渉を延期する一方、独自に貨幣改革に着手し、3月に財政部が『貨幣法』を公表したあと、貨幣改革の一環として満州を含めて幾つかの省で貨幣統一を実験的に開始した<sup>45)</sup>。貨幣統一がうまくいけば、商工業の発展のみならず、現に農商部が奨励している内地人民の満州への移住も促進されるに違いない、満州を中央政府のコントロール下に引き戻す重要な一歩でもあったのである<sup>46)</sup>。

44) 『鉱業条例』、『鉱務監督署分区官制規則』、『鉱務監督署分区規則』の和訳文は、次を参照せよ。『日文』、大正3年第2冊、355-382、408-415頁。

45) 満州では従来東三省官銀号により貨幣を発行したが、革命以来は政費を補うために紙幣を濫発した結果、相場は著しく下落した。1913年11月民国政府は大總統令で紙幣の増発を禁止し、12月に官銀号監理官章程を公布した。更に、1914年2月『國幣条例』を公布したと同時に、財政部が東三省官銀号に特使を送り新貨幣の発行、旧貨幣の回収、整理など貨幣改革を軌道に乗せた。同時期の『政府公報』を参照せよ。

46) 徐建生「論民国初年経済政策的扶植導向」『近代史研究』(1999年第1期)、195-196頁。「辺荒承墾条例」は、1914年1月の「国有荒地承墾条例」の公表に引き継ぎ、満州、蒙古、新疆、広東、四川、云南などの辺境の状況に照らして内地からの移殖者により条件を提供するために作られたものであった。農商部の指示に従い、

こうした民国政府の経済統一政策への対抗策として、加藤は、「奉天借款」の件を積極的に利用しようとした。つまり、奉天省に年利7%で500万円の資金を提供するかわりに、奉天の諸税を担保とさせること、横浜正金銀行または日本銀行が発行する金券銀券を奉天省内で公私すべての取引に無制限に通用させること、財政整理のために日本人顧問を傭聘すること、満州における日本の借款優先権、鉱山優先権を承認すること、満州における農工業の合同経営を認めること、などを条件としたのである<sup>47)</sup>。加藤は、関東州租借地はじめ満州を日本の実質的なコントロール下に置くことを意図したが、その経済的アプローチの手法が彼の経済通としての特徴をよく表しているといえよう。しかし、日本の種々の働きかけにもかかわらず、1914年7月13日、中央政府の許可の見込みがないことを理由に、奉天省財政署長と交渉署長が落合総領事に対して交渉の打切りを通告した。これによって加藤の方針は頓挫し、満蒙問題の処置は結局二十一カ条要求の時に持ち越された。

加藤が満蒙問題を特殊問題として扱ったことに鑑みれば、この問題を単純に経済的な視点から論じることは、必ずしも適切とはいえない。しかし、以上からも窺えるように、満州をめぐる日中両国の経済対立が明確な形で現れたこと、陸軍の方針と比べて満州問題に関する加藤の処理手法の中に経済的な要素がより大きな比重を占めたこと、などは、注目に値する点であろう<sup>48)</sup>。また、満州問題を

---

黒竜江、吉林、奉天の三省は相次いで「招墾」、「放荒」の条例を公表し、内地人民の満州への移住を奨励した。

47) 『日文』大正3年第2冊、120-122頁。1914年1月、駐中ラインシュ米公使の斡旋により、民国政府が米國赤十字社との間に2千万ドルに上る淮河改修借款の仮契約を締結し、淮河改修の結果として得られる田地1300万畝を借款担保として合同経営を約束した。加藤は、中国との交渉において「淮河改修契約」を前例にして、満州における農工業の合同経営を要求条項に加えた。

48) 1914年4月大隈内閣成立早々、参謀本部課長石光真臣砲兵大佐を団長とし、北京公使館小村俊三郎通訳官など10数人を団員とする東部内蒙古調査団が組織された。調査団一行は4カ月間の調査を経て7巻の秘密報告書を提出し、3通の独立意見書を付した。小村と石光の意見書が、それぞれこの時期の軍部と外務省の立場を代弁したものと見られる。石光が、南満東蒙における如何なる外国勢力また外国の影響の存在を必ず「我利権の伸張を阻害」する要素になるとして、あくまでもそれを排除しなければならないと結論したのに対し、小村は、蒙古地方における旅行通商自由の保護、鉱山鉄道利権の獲得を着目し、日英間の政治協定及び経済協同を必要とすることを提案した。小村は、また、陸軍が「今の場合英国と共同するが如きは累を

めぐる加藤とグレーの思惑の違いは、1914年4月加藤が大隈内閣の外相に就任したあとに表面化した。この問題について、次の揚子江地域における実業借款の競争との関連から再び触れることになるのである。

## 2 中国本土における貿易と鉄道投資の問題

加藤が中国を訪問した最も重要な目的の一つは、日本の貿易と投資を拡大するために革命後の中国の環境を具体的に調査するためであった。上海で孫文、黄興など国民党指導者との会見も、日本経済界の重鎮で義兄弟である洪沢栄一から政治問題だけでなく経済問題についても会談するよう頼まれた経緯があった<sup>49)</sup>。加藤の認識を分析する前に、まず、1913年前後の中国の貿易と鉄道投資をめぐる内外環境を述べておきたい。

辛亥革命以後、中国国内では、唐紹儀、趙秉鈞、熊希齡内閣のいずれも国家の経済再建に向けて「門戸開放・外資導入」の政策を打ち出していた。外債償還期日の切迫や厳しい国家財政の状況などがその背景にあったが、中長期的な視点から国内資本の欠乏が改善される見込みがないという点で主な政治勢力が共通の認識を持ったことも無視し得ない重要な理由であった<sup>50)</sup>。事実、1890年代から中国の国内資本が常に10～12%の高い利率に達していたのに比べて、外国資本の利率はその半分以下の4～6%の低い水準に止まっていた。こうした現実的な利益が各内閣の政策の起動力となったのはいうまでもないが、民国政府の前に立ち上がったのは、周知のように、改革借款 (Reorganization Loan) をめぐって民国政府と対立する六国借款団の金融面の対中封鎖であった<sup>51)</sup>。この壁を突破し、

---

後日に貽すものなる」と主張しているが、「若し英国との協議を経ずして之を布設し能わずとせば、寧ろ他人を妨害すると共に自己も亦手を之に染めず当分蒙古の門戸を閉鎖するの外なし」との見解を示したのである。『東部内蒙古調査報告』[秘] 全七卷 (参謀本部、大正3年12月)。

49) Jordan to Grey (Received June 9), 23 May 1913, F.O.371/1624.

50) 1912年9月に孫文は北京を訪れたとき、袁世凱、黄興、黎元洪との四人が連署した「共同宣言」が発表され、八つの政綱を掲げていた。その中に内政に関しては中央集権主義を採用すること、外交に関しては門戸開放の政策を採用し、外国資本の導入を歓迎すること、などを明記していたのである。

51) 辛亥革命勃発後、列強は協力政策を唱え、南北間の講和並びに袁世凱政府への政権移行に共同で関与してきた。1912年5月から6月にかけて英米独仏の四国借款団は

「外資導入」の政策を軌道に乗せたきっかけは、1912年9月に民国政府がイギリスのクリस्प（Charles Birch Crisp）シンジケートとの間に1,000万ポンドの借款契約及び、民国交通部がベルギーシンジケート（Banque Industrielle）との間に総額2億5000万フランの海蘭鉄道借款契約を相次いで締結したことであった<sup>52</sup>）。これを契機として借款団の分裂が表面化し、1913年3月にアメリカが国際借款団を撤退し、7月にイギリスの主導で五国借款団が同年末を期限に実業借款を政治借款から分離することを決定した。実業借款の開放が明白になるにつれ、各国が中国における鉄道、鉱山の投資に一段と力を入れ、競争が白熱化した。この時期に「利権」の獲得が一時流行語となったが、「利権」とは、どのような性質のものだったかについて眺めてみたい。

日清戦後、日本に二十年遅れて、清朝政府は本格的な鉄道建設の取り組みをはじめた<sup>53</sup>）。最初の「民営」政策は、民間資本の欠乏によって頓挫したため、1896年以降「官督商弁」（半官半民）の政策へ転換し、外国資本の導入を試みた。しかし、鉄道敷設契約が次々締結されるにつれ、多くの問題が現れた。19世紀末の大ビジネスともいうべき鉄道建設は、鉄道会社の設立から、国際市場における債券募集、機材輸入、更に鉄道の敷設と管理などの複雑な過程により、「利権」（Concessions）という言葉を生む温床となった。その上更に、政治的な性格が

---

日露両国を入れて六国借款団を組織し、民国政府との間に改革借款の交渉を始めたが、借款団内部の紛争並びに借款団と民国政府の間の紛争をめぐって交渉が長引いた結果、民国政府は借款団以外の外国の金融・産業グループに接触し、借款契約の締結を成功させたのであった。

- 52) ベルギーシンジケートは、フランスはじめ多国資本を背景として組織された専門の鉄道投資会社である。海蘭鉄道計画は、江蘇省海州から甘肅省蘭州まで中国北部を横に貫通する中部鉄道幹線計画で、鉄道の完成によって中央政府は西北部に対するコントロールを一挙に強化する見込みであった。
- 53) 中国では日清戦後から大戦勃発までの約20年の間におよそ5千哩の鉄道が建設された。これは1872年から1914年まで約40年の間に日本本土に敷設された鉄道とほぼ匹敵するものであった。また、中国において総計4億圓と見積もられた鉄道建設資金の殆どは外国借款によるもので、東清、南滿、膠濟鉄道など、鉄道全長の約41%はまだ外国鉄道会社の管理下に置かれていた。外国管理下の鉄道の割合は、1938年には18%まで減少した。日本では、日露戦後政府が鉄道国有化を推進した結果、鉄道公債は5億圓に上り、その殆どが外国債であった。日本鉄道省運輸局『1925年度世界各国鉄道統計』（1927年）所収、「主要国鉄道開通より今日までの延長哩数」表3、5頁。Hou Chi-ming. *Foreign Investment and Economic Development in China 1840-1937*, Harvard University Press, (1965) . p.65.

色濃く帯びてきた。例えば、ロシアの東清鉄道契約は、「清露密約」と関係したため、鉄道周囲二〇キロ範囲内の鉱山採掘権及び鉄道守備権などをロシア側に与えた特殊権益として規定した結果、東清鉄道契約の締結は、19世紀末列強の中国における争いが鉄道利権の争奪戦から勢力範囲の分割戦へ向かう序幕となった。

しかし、その一方で、清朝政府の鉄道の管理体制を強化する試みは、1898年「鉄道鈺務総局」の設置から始まっており、1907年には「鉄道総局」に体制を改めた。鉄道総局は、管理規則を制定し、鉄道借款契約を統一化したのみならず、鉄道局長が各鉄道公司における「督弁」（鉄道借款契約の中で鉄道公司人員が督弁の監督を受けることを明記した）の権限を行使することによって内外職員の管理権限を集中した。また、鉄道借款契約の内容についても、1903年に鉄道鈺務総局がイギリスの怡和洋行（Jardine, Matheson & Co.）との間に滬寧鉄道契約の改訂を成功させたのを引き継ぎ、1906年郵伝部は英独両国との津浦鉄道借款の交渉において借款権と敷設権とを分離させる重大な成果を上げた。それによって外国側が借款権しか持ち得なくなり、従来の「利権」の定義を大きく変えたのである<sup>54)</sup>。その後、芦漢鉄道、京奉鉄道、汴洛鉄道の回収と相俟って投資国の政策にも顕著な変化が現れ、清国での鉄道投資がおおむね経済利益の追求に限定される大勢となった<sup>55)</sup>。

辛亥革命の混乱で列国からの鉄道投資は途絶えたが、1912年民国政府が成立すると早々に鉄道投資再開の動きが現れた。しかし、中国国内では、国民党と北京政府の競合は政治領域に留まらず、経済領域にも及んだ。一方で、梁士詒を初めとする旧「交通系」が交通部路政局を拠点に全国鉄道の管理権を引き継ごうとしたが、他方では孫文は「全国鉄道総弁」に任命された後に上海で鉄道公司を設立した。孫文の鉄道公司は、全国の幹線鉄道建設を統轄する権限が与えられていたが、交通部路政局との関係が明確化されておらず、双方は、それぞれ「全国鉄道

54) 『中国近代鉄路史資料』第1冊、112頁、第2冊、805頁。

55) この時期における英仏独米の鉄道政策について、次の著作を参照せよ。E. W. Edwards. *British Diplomacy and Finance in China 1895-1914*, Oxford, Clarendon Press, (1987)。Walter V. Scholes and Marie V. Scholes. *The Foreign Policies of the Taft Administration*, University of Missouri Press, Columbia, (1970)。

協会」(梁)と、「民国鉄道協会」(孫)を組織し、拮抗した。1912年9月に梁士詒主導の交通部路政局がベルギー・シンジケートとの間に海蘭鉄道借款契約を締結したことは、革命後の鉄道投資の再開を意味したと同時に、南方派との競争に政治的な意味を持つ重要な一歩でもあった。こうした国内の競争に加えて、新しい契約が従来の契約を引き継ぐことが多かったのも「勢力範囲」の再燃を彷彿させる現象を生じた。第二革命前後に日本国内に「勢力範囲」と「中国分割」の議論が盛んにあらわれたことも、このような現象を捉えてのことであった<sup>56)</sup>。

では、辛亥革命後の実業借款の開放と鉄道投資の再開について、加藤がどのような認識を持ったかを調べてみよう。

辛亥革命以後、加藤は、駐英大使として六国借款団ヨーロッパ本部における日本銀行団代表を指導する立場にあった。国際借款団の参加には積極的であった加藤が、民国政府への資金提供には極めて消極的であった。1912年6月、グレーが加藤との会談において北京政府を支援する必要性を強調し、緊急貸付を続けるべきだと述べた際に、加藤は、六国借款団に対する民国政府の反発的な態度に強い不満を表し、「もし金なくば直ちに瓦解する如き薄弱な政府ならば寧ろ此際その瓦解に任せ真に強固なる統治者の出現を待つ方が得策なる」と言い切った<sup>57)</sup>。9月にクリスプ借款契約の締結がおおやけになった後、グレーは内外の批判に晒された。つまり、一方では、国際借款団の諸国はイギリスに対し、英国クリスプ社の借款が民国政府と国際借款団の約束(借款優先権)に違反したために無効で

56) 近代史において「中国分割」の危機が盛んに訴えられたのは、19世紀末から義和団事件までの間及び、辛亥革命後の鉄道投資の再開という二つの特殊な時期であった。前者と比べて、後者はあきらかに異なる性格を持った。各国の外交文書を調べればわかるように、後者のような危機が主として日本で盛んに議論されたことであった。こうした日本の認識は、鉄道投資という新しい形の資本流動について理解が欠如していたのではないかと考えられるが、それと同時に、政治的な意図から「中国分割」論を唱えたことも当然見落とされるべきではない。酒巻貞一郎の『支那分割論』(附袁世凱)、啓成社、(大正2年)は、その典型である。酒巻氏の著書は、第二革命における反袁世凱の立場で書かれたもので、「上原勇作文書」における陸軍中堅層の書簡と比べれば、両者の間に類似点が多く、参謀本部が背後で操作した形跡が歴然としていた。

57) 『日文』大正2年第2冊、413-414頁。Grey to Macdonald, 26, Jun 1912, F.O. 371/1319。加藤が幣制借款を注目する理由は、辛亥革命直前の四国借款団と清朝政府の間に締結した幣制借款の契約には、満州における実業開発の項目が含まれたのみならず、東三省歳入が担保に提供されていたというためであった。

あると訴えたが、他方では、イギリス国内では議会と世論が、国際借款団の加入により英国がさまざまな牽制をうけ、豊富な資金力を有しても正当なビジネスを行えないことを不満とし、国際借款団に偏りすぎる外務省の姿勢を非難した。グレーは、こうした圧力に耐え切れず、実業借款を政治借款から分離するという意見に傾いた。加藤はグレーの態度の変化を懸念し、数回にわたってイギリス外務省に反対の意見を表明した<sup>58)</sup>。1913年1月3日の会談において加藤はグレーに向かって、桂首相により実業借款の分離が各国間の無謀な競争を再燃させ、大局上の安定を損なうために絶対不可であるとの意見をイギリス政府に伝えるよう命じられたことを話した。しかし、グレーは自分の立場が極めて困難であると表明する一方、借款団が維持されるなら、英国の金融グループはその中の六分の一の利益しか得られないが、実業借款開放になれば、それよりずっと大きな割合で利益を得られるであろうと洩らしたのである<sup>59)</sup>。

グレーの決意を察した後、加藤は桂首相宛の電報で、次のような意見を申し入れた。すなわち、国際借款団の分裂を避けるために改革借款の迅速な妥結が必要であり、日本はイギリスの意見に賛同し、代わりに次の幣制借款の交渉で日本人顧問の聘備についてイギリスの好意的な承諾を得るのが得策であろうというのであった<sup>60)</sup>。実業借款開放後の国際的な経済戦に備え、資本力不足で弱い立場におかれた日本が独自な道を模索することが必要だという考えは、加藤と桂首相の意見の一致するところであった。2月、桂内閣は、前内閣の方針をひっくり返して孫文の日本訪問を受け入れたのは、このような背景に裏付けられたことであった。

孫文は訪日中に桂首相と数回に亘って会談し、日中経済提携の実を上げる具体策として日中合弁会社の設立について合意した。2月20日に「中国興業会社」発起人会議を開いたとき、渋沢栄一をはじめ、大倉喜八郎、安田善次郎、益田孝、

58) Grey to Macdonald, 10 Oct 1912, F.O.371/1323.

59) Grey to Rumbold, 3 Jan 1913, F.O.371/1590.

60) 『日文』大正2年第2冊、83-84頁。Grey to Rumbold, 3 Jan 1913, F.O.371/1590.

倉知鉄吉などの日本の貿易、実業界の重鎮が出席した<sup>61)</sup>。実業借款の開放を目前に控え、「中国興業会社」の成立は、日本が他国より進んで先頭の位置を占めることを意味する重要な勝利であった。「中国興業会社」の大きな魅力は、主に次の二点にあったと推察できる。一つは、会社は中国の貿易と実業の投資開発に参入する際に、「全国鉄道総弁」の地位にいる孫文が会社に多くの利権をもたらすであろうと期待されたことであった。第二は、会社の目論見書の第九条が「(会社は)日本もしくは外国の資本団に対し資金供給の仲介をなし」、「外国の資本団に向かって内外市場の状況により債務者に対し資金調達ができる」と規定した。これは、外国の金融市場で募債する権限を有することを意味した。そして、外国(欧米)金融市場で募債することができれば、日本が国内資本の不足で中国での投資競争に立ち遅れる心配が大きく解消されるであろうと期待されたことであった。加藤が、中国訪問の際に洪沢栄一から孫文との会談を要請されたのは、こうした経緯からであった。

ところが、加藤が上海で孫文と会見した時に、状況が一変した。孫文の関心は既に第二革命の準備に移っており、国民党が優勢を占めた江西省において幾つかの鉄道借款の交渉に関与したことも、主たる目的は革命資金を集めるためであった。第二革命における各国の政策について別稿で論ずるつもりで、それを参照されたいが、ここでは、加藤の日中貿易と鉄道投資に対する認識を明らかにしていきたい。

加藤は、中国視察を終えて帰国した後に幾つかの談話を発表し、貿易と鉄道投資の問題に繰り返し触れるところがあった。まず、日中貿易について、加藤が、「支那の将来について明かに予言できるものは、只一の経済上の発展である。支那政府が如何に政治上、財政上に困難しようとも、その間に立って発展を続けて

---

61) 1912年10月「全国鐵路総弁」が上海で設立された後に、孫文は森格、高木陸郎との間に合弁会社の設立並びに満蒙鉄道の借款について協議を重ねた。孫文来日後、1913年2月17日に大蔵省勝田主計次官は来訪の洪沢栄一に対し、日本政府が「中国興業会社」の設立を支持することを保証したとともに、洪沢が総責任者として国内の適宜の銀行、実業家に話かけて同社の設立を促進すべきであるとの見解を示した。『日文』大正2年第2冊、650頁。彭澤周「中山先生興中国興業公司」『中華民國建国史討論集第一集』台北(1981年)、161頁。

行くものはこの経済状態である」と楽観的な見方を示し、その根拠として「近来鉄道の哩数が非常に増加し、加えるに水運も亦大に開けてきたから、支那内地の貨物が多く現れ、貿易が従って繁昌になってきた。鉄道は、京漢鉄道並に近頃出来た津浦鉄道の如き中々景気好く、津浦は近来出来たばかりのものだけれども現況より推せば将来に甚だ望がある。内地の貨物が是に依って続々外に現れると共に又支那に於ける購買力を増加する、其処で輸出入共に盛な増加となる。今年の日支貿易の如きは余程増加すると思う」との理由を上げた。加藤が、また、日清汽船会社が政府の支援を得て「揚子江上の水運を司って多きなる発達をしている」状況に喜びを表し、第三国貿易の拡大の可能性を述べた。「我日本の小国では其生産額に限度があるから、将来大に発展して其輸出額が在来に四、五倍するに至るとして自ら制限がある、只それ外国の品を間に立って加工して売買するというに至っては其仕事の発達は無限である」。東亜製粉会社や日清洋行の製造場などが中国本土にとどまらず、ヨーロッパへも盛んに売出したなどの実例をあげた上、加藤は、「現在では日本人は確かに外国人に対して劣らぬのみならず、寧ろそれを凌駕せんとするの勢である」と喜んだのである<sup>62)</sup>。

6月10日、築地精養軒で開かれた立憲同志会の慰労招待会の席上、加藤は、中国の鉄道借款をめぐる日本国内の喧噪につき、説明を行った<sup>63)</sup>。

鉄道の事に就いて、序ながら一言を述べておきたいのは、世間で往々この鉄道の性質を誤って、支那に敷設される鉄道即ち外国の資本で支那の鉄道が多くできている、其の鉄道に対して敷設費を出した所の国は右の鉄道に対して特別の権利を得て、他の国の利益は同様の比例を以て殺がるが如き感覚を持っている人があるかと思う。然るに支那に於いて外国が、敷設権を得たのは誠に僅かなもので、多くは支那人が外国から金を借りて、其の金で支那人自ら敷設した一自ら敷設すると申しても外国の技師を使うことは多くあるが一支那の鉄道である。……鉄道敷設に就いての利益は金を貸した国が大に有するけれども、できた以上は、鉄道から生ずる種々の利益は、その資本国が占有する次第ではない。故に某々国に敷

62) 加藤高明談話記「予の観たる支那の現状」『新日本』第3巻第7号(大正2年7月)、70-71頁。「支那における日本人の発展」『中央公論』大正2年7月。

63) 「支那視察談」『立憲同志会叢書』第3、大正2年8月。12頁。

設権を与えられた結果としてできた鉄道、若くは戦略上大関係ある鉄道にして、その出資国の国権につき考慮を要するものを除き、その一般の鉄道は例令何れの国の資本でできていても憂ふるに及ばず、随って金を出した国の外の外国人即ち我日本人の如きも、英国の資本に依り又はフランスの資本により此鉄道ができたと云って羨み、若くは嫉妬を起こす必要はない。

更に、『新日本』7月号への寄稿の中で、加藤は、「能く新聞等を見る上外国で支那の鉄道に資本を貸しておるのは其国の将来の活動に大なる利益を為すものだ、それ故我国の如きも支那を活動の舞台とするならば、他国と同じく資本をそれに貸付くるが宜いという様な説があるが、是は少しく事情に通ぜぬもの話だ。……現に津浦鉄道の如き、北の三分の一は独逸、南の三分の一は英吉利の資本で出来て居るとはいえ、敷設権は支那人が握って居るのだから立派に支那人の鉄道である。それ故債権国の利益は其敷設の際に材料と技師とを輸入した位に止まり、それ以上に何も無い。運輸交通の利便は公平に一般外人に興へられて居る」と述べた。こうした理由から、加藤が、「我日本にも、支那の鉄道敷設の為に資本を供給する力があれば、無論出すが宜しい。併し遺憾ながら今日は尚国内の仕事が多くして、海外の鉄道敷設に使うような剰余金のない場合であるから、無理な算段をして鉄道敷設の費用を支那に貸し付けるには及ばぬと考える」と結論したのである<sup>64)</sup>。

加藤が中国の経済発展と日中貿易の前途に楽観的な見方を持ち、この見方が中国における鉄道の著しい発展、揚子江水運における日清汽船会社の勢力拡大及び第三国貿易の拡大の見通しによって裏書されていたことは、以上から窺えるのであろう。注目すべきは、加藤は、中国鉄道の発展の大勢を把握し、中国の独自の鉄道発展の路線を評価しながらも、「敷設権を与えられた結果としてできた鉄道、若くは戦略上大関係ある鉄道にしてその出資国の国権につき考慮を要する」との留保を付した点である。これは、南満州鉄道に関する自らの見解を裏付けるものと考えべきであろう。いずれにせよ、加藤は、辛亥革命後の中国の変化に政治家の目線からのみならず、経済に精通するビジネスマンとしての視点から「鉄

---

64) 前掲、加藤高明談話記「予の観たる支那の現状」、「支那視察談」。

道利権」の性格の変化を正確に捉えたことは、以上によって裏付けられたといえよう。この認識が、外相就任後の彼の対中政策にどのように結びついていったのか、検証することが重要である。

### 3 政治、経済問題の交錯と加藤のアプローチ

前述のように、加藤が改革借款の件でイギリスと協力する姿勢に転じたのは、来る幣制借款の交渉において日本が主導的な地位を占めるためにイギリスから好意を得る意図があったからである。また、第二次桂内閣以降から日本政府が日中合弁「中国興業会社」の設立に力を入れた重要な理由の一つは、自国の資本不足をヨーロッパ市場での募債で解消させる狙いがあった。しかし、これらの目論みは、一年足らずのうちに成功の見通しを失いかけた。

この背景には第二革命を契機に日中間のみならず、日英間にも深いわだかまりができた事実があった。イギリスは、1913年9月の南京事件で日本が揚子江に軍艦を集結し、南京、武漢に軍隊を上陸させた行動に危機感を募らせ、日英同盟条約を尊重するよう注意する覚書を日本外務省に送り付けた<sup>65)</sup>。日本の意図に対するイギリスの懸念は実業借款の問題にも投影し、揚子江地域における両国の競争に拍車をかけた。その結果、イギリスは日本との競争に勝つために民国政府への支援に転じ、中国の自主的な幣制改革の取り組みを支援する一方、自ら揚子江地域の「利権」に防衛線を張りめぐらした。つまり、イギリスは、鉄道に対する日本の増大する関心に軍部の影響が見え隠れていると判断し、日本が要求している線路について、北は察哈爾・熱河から北京に及ぼすべきではない、南は福建省以外の地域が日本に制御されるべきではない、そして南昌・武昌線路（寧湘鉄道の一部と認識された）が日本人によって敷設されるべきではない、と決意し、揚子江心臓部への日本の勢力侵入を固く拒んだのである<sup>66)</sup>。

1914年2月、牧野は、これ以上に日英関係が紛糾することが好ましくないとの

65) Grey to Greene, 27 Sep 1913, F.O.371/1625、『日文』大正2年第2冊、第454文書付記。

66) Enclosure in Jordan to Grey by M. Robertson (駐北京公使館武官), 4, Jul 1914, F.O.371/1942。

判断から半年に亘って両国が争っている寧湘鉄道借款の項目を手放すことを決意し、譲歩するに当たって、三点の伏線を張ったのである。つまり、第一到北京から内蒙古へ延伸する鉄道借款の利権を保有しているイギリスのポーリング (Pauling) 商会をしてこの線路の借款権を断念させること、第二に日本が福建省から湖南、湖北、江西を経て揚子江心臓部に至る鉄道借款権の獲得に全力をあげることに、第三に獲得すべき利権を入手した後にその資金をロンドンでの募債でまかなうためにイギリスの協力を得ること、などであった。牧野は、更にイギリス外務省宛の覚書の中で、南満洲における日本の利益が「条約並に接壤地たる関係上発生する政治的並びに軍略的な利害関係を有するのみならず、二回の戦争により確立された」ものとの見地からも、イギリス政府が揚子江流域と南満洲地域における日英両国の利害関係を同一視することは妥当ではないとの見解を示し、揚子江地域における日本の利益の正当性を主張した<sup>67)</sup>。しかし、南満洲の日本の地位に関する牧野の独善的な解釈は、理論と現実の両面から日英間の新しい争いの火種となったのである。

3月2日、駐日グリーン大使 (C. Greene) は牧野に英国政府の覚書を手渡した。覚書は、日本が要望した福建・漢口線について南昌から漢口までの路線を「英国企業が獲得すべき權益と主張せざるをえない」と部分的な留保を付しただけでなく、揚子江地域における日本の地位が「宏大なる英国の利害関係に比較し得べきものではない」と断定し、英国政府の政策は、同地域における「鉄道、土地及び鉱山に関する譲与又は招商局・製鉄所・船渠・新開港等重要な政府事業に対する監督権を包含する借款関係のような政治的色彩を帯びる産業的利害関係 (industrial interests of political complexion) に関する限り、たとえ同盟国で

---

67) 『日文』大正3年第2冊、515頁、牧野は、山座公使に宛てた極密電報 (第321号文書) の中で、福州・漢口線を幹線鉄道とし、1、福州—三都澳、2、南昌—杭州、3、漢口—杭州線 (未定) を支線とする線路について、直ちに中国側と交渉するよう命じたのみならず、日本政府の立場について「右三省中、江西、浙江の両省は所謂英国の勢力範囲なる揚子江流域と関係ある処…英国との関係につき顧慮すべき虞なきにあらざるも元来英国の勢力範囲なるものは帝国政府に於いて未だ嘗て之を認めるとあらず」との見解を示したのである。

あっても譲るべきではない」と断ったのである<sup>68)</sup>。イギリスが、日本の主張に反撃する路線に走り出したのはあきらかであるが、この態度の後ろに中国側の掩護があったことは、見逃されるべきではない。第二革命における日中間の一連の衝突の余波に加えて、鉱業条例の実施や関税率の改正などにおける日本側の非協力的な態度に対する警戒と反発が、民国政府の態度の原因となっていたといえる。それと同時に、第二革命終息後に趙秉鈞内閣に代わって熊希齡内閣が誕生し、閣僚の交代に伴い交通部内の比較的親日の一派が実権を失ったこととも無関係ではなかった。その結果、3月末、孫宝琦外交総長は山座公使に経済的に不利益との理由から福建省関連の諸項目に関する日本の提議を謝絶するほかないと言明したのである<sup>69)</sup>。

山本内閣が、1914年に入ってからシーメンス事件で政権の基盤が動揺していただけに、外務省は何ら有効な対応策を見出せずに政権の交替を迎えた。牧野は後継外相の加藤に一通の引き継ぎ文書を手渡し、その内容は実業借款の開放と中国の情勢に関する分析であった<sup>70)</sup>。文書は、中国における「従来の外債及革命後の借款の総額を挙げて償還の容易ならざる事態」を想定し、債務不履行の場合、その抵当物の鉄道、土地、鉱山等の事業の監督は遂に「債権者に移り日子と共に干渉の度を進め、政治的変動発生するに到れば其地方の主権の移動も随って債権国に移るのは自然の成行なる」と予想し、「将来其政治組織の崩壊或いは分割の端緒に遭遇する事あるべきことを予期せざる可からず、其場合に（備えて）根本的事業たる鉄道、鉱山、農業に関係を結び万一の場合には所謂発言権の分量に不足なからん事を企画せざる可からず」と強調した。牧野は、ここで、企業の債務不履行の場合になぞらえて、中国が債務不履行の場合のことを「政治変動の発生」、「地方主権の移動」もありうると論じたが、この捉え方は、「中国分割」の仮想に立脚したにはほかならない点で、外務省の方針が前述の阿部政務局長の「綱領」の基調から後退したことが解る。

68) 『日文』大正3年第2冊、458-460頁。Greene to Grey, 3 March 1914, F.O. 371/1941。

69) 前掲、525、533-534頁。

70) 日本外務省記録大正3年『支那改革借款一件』第28巻。

同じ基調の見解は、1914年『大阪毎日』新年号に掲載された日英同盟に関する加藤の談話のなかにも窺うことはできる。加藤の談話は、冒頭で「日本の外交政策はすべて日英同盟条約に基礎を置いており、政府が変わってもそれは変更されるべきではない」と声明し、同盟存在の価値について「中国革命の時、列強の野望を抑制する影響を及ぼしたのは日英同盟で、日本の借款団への参加、満州における日本の特権の承認、共和国の承認はすべて日英同盟の力によって解決された」、「現今の日本は外交上、日英同盟の存在により極めて重要な地位を占めており、同盟がなければ日本は困難な孤立した状態に置かれ、帝国のすべての心の安寧は終わる」と語った。

加藤は、また同盟の目的と中国問題との関係について、政治的には「中国が分割されたなら、日本と至近距離の隣国で様々な列強が領土的な野心を持つので、対抗上日本は軍拡張政策を採らざるを得ず、日本は非常に危険な立場に立たされる」のみならず、経済的には「列強が中国を分割したなら、それぞれが独自の関税を施行することは疑いがなく、日本はそれら列強の影響力が及ぶ地域内で自国製品の市場を得ることが極めて困難となり、その結果、中国を最良の顧客とする日本貿易は無に帰することになる」。それゆえ「中国において日本の貿易と事業を推進するためには他の列強からの圧力からの防御が不可避なので、中国の領土保全の維持が日本にとって最も望ましいことだ」<sup>71)</sup>。

一見して、加藤が中国の領土保全の擁護者を自認しているようにも見えるが、彼の議論が、「中国分割」の危険を阻止するための同盟の重要性を強調することに焦点が当たったという点からいえば、牧野の引継ぎ文書と基調を共有することを窺わせるのである。しかし、加藤が同盟の価値を力説する動機は、本当に「中国分割」の危険を危惧したためであったかどうかは、疑わしい。この点と関連して、1913年末以降日本外交の一つの重要な動向に触れておきたい。

1913年暮れ、外務省政務局長小池張造がイギリス大使館商務秘書クロウエ (E.

---

71) 『大阪新聞』、1914年新年号。Greene to Grey, Jan 12, 1914, (Received Jan 29) F.O.371/2011。駐日グリーン大使は、この談話を同封してグレー外相に報告を送った。報告の中で加藤の談話を「英日同盟の目的とその価値を遺漏のない姿勢で取り扱った」と評し、末尾に次のようなコメントを付け加えた。「私の知る限りでは、最近の中国の反乱に関連して同盟をほのめかすことはまったくない」。

Crowe) に向かって、「もし英国と日本が政治的にだけではなく、商業的、産業的にも同盟であることを世界に示すことができたなら、幸運なことである」との考えを示した。小池は、更に話しを進めて「どれほど成功裏に英国と日本の利害関係が連携することができたかを示す」ことについて、「まもなく機会が来るであろう」と示唆し、目下の招商局 (China Merchants Steam Navigation Company) の財政的な苦境に乗じて日英が共同で招商局の吸収併合を考えたらどうかと誘い、この件を大使に持ちかけるよう頼み込んだのである<sup>72)</sup>。小池の意見が早速大使に伝えられたが、グリーン大使はグレー外相宛ての報告のなかで、「現今の財政状況下で資金提供ができるのは三井、大倉のような銀行か、日本郵船であろうが、例えば三井は日露戦後に満州での門戸開放の原則を無効にするのに大きな影響力を行使した会社であり、一方の日本郵船は政府の補助金を得てインド沿岸貿易からイギリスの会社を追い出すことに尽力した会社であることは改めて思い出すまでもないであろう」と、注意を促した<sup>73)</sup>。駐中ジョーダン公使も、グレーの問合わせに同じく反対意見を表明した。「このような協力は我々にとって絶え間ない摩擦の源になることを私は懸念する。我々はエネルギーを真の発展に集中する代わりに、日本の資本が実際に日本で調達されたのか、他から振り出されたのかを見極めるための無益な試みに労力を浪費することになるだろう<sup>74)</sup>。これらの判断の上、グレーが、3月9日付グリーン大使宛の電報で日本側の非公式な打診を断る旨の返答を命じたのである<sup>75)</sup>。

72) 招商局は、1872年に両江総督李鴻章によって創設された中国最大の汽船会社であった。1877年招商局は、アメリカのラッセル商社の撤退を契機に「旗昌輪船公司」を買収し、「招商局」(China Merchants Steam Navigation Company)と名を改めた。以来、イギリス系の「太古輪船公司」(China Navigation on Company)と、「華海輪船公司」(China Coast Steam Navigation Co.)とともに揚子江流域の航運並びに沿岸貿易の利益を均分した。1898以後日本の「大阪商船」と「日本郵船」が競争に参入した。日露戦後に日本側は競争力を強化するために幾つかの船隊を合併して「日清汽船」を作ったが、優勢な地位を占めるに至らなかった。辛亥革命直後、日本は、営業停止に追い詰められた招商局の苦境に乗じて、孫文の南京政府に対し招商局を担保とする1000万円の借款を行なおうとしたが、中国各界の反対で不調に終わった。イギリスに対する小池の打診が日本側の新たな動向を示すものであった。

73) Greene to Grey, Jan 4, 1914 (Received Jan 26), FO.371/1939.

74) Jordan to Grey, Feb 6, 1914 (Received Feb 21), FO.371/1939.

75) Grey to Greene, March 9, 1914, FO.371/1939.

日本の利害は英国の利害と結びつき、招商局の航路を引き継ぐべきであるとする小池氏の提案に関して、彼がこの問題を蒸返す場合は、招商局の吸収併合について中国当局から当該会社の譲渡を望む何らの形跡もなく、しかもジョーダン卿が指摘したように、現在においてはこの種のどのような吸収併合でも、いずれにせよ、非現実的な問題であることを彼は知らされるべきである。もし招商局の併合が何らかの形で具体化するならば、ビジネスの必然的な結果として成立するであろう。しかしそれは小池氏が考えているように日本政府が提案を行ったことの帰結ではない。

新内閣誕生後まもなく、5月17日に大隈首相は『ロンドン・タイムズ』東京特派員のインタビューに答えて、同盟が極東の権威の中心であるという重要性に鑑み、今後更に経済同盟へ発展する必要性を強調した<sup>76)</sup>。『ロンドン・タイムズ』からの配信を受け、日本の新聞にも大隈の長文の発言が掲載され、新聞紙上で多くの推測と論議を巻き起こした。5月23日の『日々新聞』は、新内閣の外相加藤高明が独自の中国政策の見解と念願を抱いてきたことを論じた。記事は、加藤が桂内閣の外相就任のために帰国直前にイギリス政府との間に自らの中国政策の構想について意見交換を行ったのにもかかわらず、桂内閣の突然の崩壊で政策遂行の機会を失った経緯を詳細に報じ、その上更に、今回の外相就任に際して、加藤が、中国に経済の目的のために両国の提携を発展させるという自らの提案を含めて日英の協同行動についての長く大切に抱かれた考えを実施することを望むと述べたのである<sup>77)</sup>。

この報道を裏付けるように、渋沢栄一が中国訪問途中の上海で『チャイナ・プレス』(China Press) 記者に向かって、日英の経済協力について意味深い発言を行った。渋沢は、「日英同盟が継続することはうれしい」、「時々日本の利害関係が英国人のそれと対立する話を聞いて残念に思う。なぜ人々がそれを言うかについて、私は疑念を持っている。日英同盟がただ軍事同盟に過ぎないという人もいるが、それは狭い発想である。経済協力もあるべきである。私は揚子江流域で

76) Greene to Grey, 17 May 1914 (Received June 2), FO.371/1939.

77) Greene to Grey, 23 May 1914 (Received June 9), FO.371/1939.

英国の影響の重要性を認識する。しかし、同盟国のそれぞれが相互に譲歩することは同じく重要である。そうでなければ、利害関係の対立が起きる。もし我々がイギリス人と一緒に揚子江で協力することができるなら、我々はそうするのをためらわないであろう。けれども我々は利害関係の対立を引き起こすことを望まない」と述べ、日英協力の必要性を力説した。「国の開発のために必要な三つの経済的な要因がある。つまり、資源、資本と人の知識と経験である。中国は発展させられる多くの資源を持っている。イギリス人は資本を持っている。そして日本人は中国の知識を供給することによって中国でイギリス人に協力することができる」<sup>78)</sup>。

こうした一連の動向から、1913年後半から日本国内では外務省をはじめ、政界、経済界が日英同盟を経済的な連携に発展させるべく期待を抱いたことを窺い知る。思えば、牧野の対英譲歩にせよ、大隈、加藤の同盟鼓吹にせよ、洪沢の発言にせよ、その主旨はほぼ一貫していた。つまり、揚子江地域における日英間の摩擦を回避しようとした点からいえば、日本の動機が「中国分割」の恐怖に付きまとわれた結果をいうより、むしろ同盟に対する深刻な危機感を窺わせる性格のものといえるのである。しかし、その一方で、こうした日本の危機感を反証するかのよう、5月の大隈首相の発言にもかかわらず、イギリスのメディアや貿易関係者の間に殆ど好意的な反応が起きなかった。のみならず、イギリス政府の態度といえば、たとえば外務次官ラングレーはグリーン大使の報告の傍らに、次のような

---

78) 前掲『日文』大正3年第2冊、第404号文書に同封する「洪沢男爵等上海訪問に関する『チャイナ・プレス』(China Press) 記事切抜」、607-608頁。洪沢の中国訪問は、1914年初め頃に中国興業会社の改造と関連して計画された。第二革命中に袁世凱が孫宝琦と李盛鐸を訪日させ、会社株主の受け継ぎについて交渉した。後に倉知鉄吉が中国訪問の時に袁世凱政府との間に会社の改造を協議し、後継株主と顧問役として熊希齡、張謇、周馥、揚士崎など中国実業界の有力者の名前をあげた。1914年4月孫多森が中国側を代表して日本と協議した上、中国興業公司(The China Industrial Development Company, Limited)を、中日実業公司(The China-Japan Industrial Development Company, Limited)に改名した。袁世凱政府は、これを通じて双方の対等な立場を狙ったが、日本側としては中国有力者の加入により会社の地位を高める点で有利と感じたのであろう。会社改造直後、洪沢の中国訪問を実現した。日本外務省記録大正3年『中日実業株式会社に関する件』を参照せよ。

簡潔なコメントをつけた<sup>79)</sup>。

日英同盟と中国の領土保全に賛成する大隈伯爵の意見を知ることが満足である。しかし、それは政治的な同盟であり、我々は産業的な提携を欲しない。

イギリスが日本の打診に沈黙、もしくは拒否の姿勢を貫いたのは以上からあきらかであったが、加藤は外相就任後、こうした日中、日英関係の複雑な局面をどのように打開しようとしたのか、追跡してみたい。

6月8日、加藤は、駐中小幡代理公使に宛てた訓令で福建省外三省（江西、湖南、湖北）鉄道問題について大綱だけでも至急取り決めるよう命じ、交渉の方針について、日本要求線路の内、南昌・福州線は中国側が懸念しているように山地が多く収支の見込みがないならば、「揚子江流域との連絡を完成し交通状態一変の暁には優に利益を挙げ得る」との理由で説得し、当分福建線の収益が見込めなければ、経済的に有望である南昌・杭州線の収益でこれを補うなど、具体的な指示を与えた<sup>80)</sup>。

一方の中国側では、5月熊希齡内閣崩壊後、袁世凱が政党政治を基礎とする内閣制を廃止し、徐世昌を國務卿に任命する政治的な変動が起った。徐世昌内閣は、5月の渋沢栄一の中国訪問を盛大に歓迎したが、日本の究極的な意図への疑念を払いきれない模様であった。駐中代理公使小幡は、6月30日付外務省への返電で、日中間の感情的な齟齬、政權交替期の新旧勢力の軋轢などの理由を述べた上、問題の解決をはかるためには現内閣との感情上の融和を欠かせないので、日本亡命中の革命党の処分と交換して問題の解決を図ったらどうかと建議した<sup>81)</sup>。しかし、加藤は、この建議を真剣に取り上げた形跡がなく、彼の注意力はむしろ南昌・漢口線をめぐる日英間の交渉に転じていた。

6月10日、加藤はグリーン大使の来省を求め、3月のイギリスの見解に反論する覚書を手渡した。覚書は、「南満州における日本の利害は諸種の関係相錯綜し実際上是丈が全然経済的のみの関係なりということは到底でき難き」と反駁し、

---

79) Minute by on Greene to Grey, 17 May 1914 (Received June 2), FO.371/1939.

80) 『日文』大正3年第2冊、536頁。

81) 同前、536-538頁。

「揚子江流域に既に確立された英国の産業的な利害関係を無視する意図はないが、英国の利害関係がまだ現実に設定されていない地方においては日本人の企画を監視し妨害すべきでない」と抗議した。加藤は、グリーンに向かって「industrial interests of political complexion」という英国側の言い方は理解に苦むと評し、「鉄道は別段軍事上の関係があると思われず、これを政治的な色彩を帯びる実業的利害と解し難」く、「招商局も一民業に過ぎず従ってそれが政治的色彩を帯びるものとみなし将来一切の外国の投資を排除する理由を為すのが如何」と質問した。締め括りに、加藤は、一通の「揚子江流域における日英利害比較表」を提示し、その上、揚子江地域において日本居留民がイギリス人の倍になっていることや、貿易、船舶、鉄道においても顕著な発展を遂げたことなどを解説しながら、「昔のことはいざ知らず、今日に於いて多くの点に於いて却って日本の利害の英国に比し顕著なるものと見るべし」と強調した<sup>82)</sup>。

グリーン大使は、加藤の反論を次のように整理し、加藤に示した。即ち、第一は揚子江地域における日本の地位が宏大なる英国の利害関係に比較し得べきものではないというイギリス側の解釈は事実と合致しないこと、第二はイギリスの「industrial interests of political complexion」という問題の定義が理解しかねること、第三はイギリスが揚子江地域における優越な地位を要求する一方、経済的な機会均等の原則を唱えるのは全く矛盾していること、との三点であった。加藤は、このメモの正確さを認めた上、今度の談話を厳密な私的な対話とするべきことを希望した。この点につき、グリーンはグレー宛の報告で、加藤が自らの

82) 2月23日英国の覚書は、「揚子江流域に於ける英国の利害関係は満洲に於ける日本国の利害関係と正に同様」と定義し、その上、「日本が満洲における基盤を強固にするため、實際上過去一一年間に門戸開放主義の実質に変更を加えてきたが、それはただ日本に取ってのみ利益となる」、「日本は一面支那全土を通して自由にその経済的企画を行うことを要求すると同時に、その反面、一定の特殊地域においても自国の地歩を強化し、かつその地域から英国その他の国を厳しく排除しようとするなら、英国政府はこれを不公平であると考えざるを得ない」。こうした見地から、「英国政府はその利害関係の優越する揚子江流域地方については特殊の地位を要求せざるをえず、英国政府は当該地方においてその国民が譲与を求める何れの外国に対しても堅く右を支持すべき決心である」と表明した。前掲、454-456、465-468頁。また、Greene to Grey, 10 and 12 Jun 1914, F.O.371/1942。

「偏見のない」立場を強調したかったからだとの認識を示した<sup>83)</sup>。

加藤は、南満州における日本の利害を「経済のみの関係」と定義せず、拡大解釈の余地を残す一方、こと揚子江地域に関しては純粋に経済的利害と定義し、鉄道も招商局の問題もビジネスの観点で扱おうとしたのは、明白なことであった。南満州の日本の地位に関する限り、加藤にとって帰国直前にグレーとの会談の延長線で認識された問題だったのかもしれないが、一方のグレーの立場からみれば、加藤の解釈は全く一方的なものに過ぎないと考えられたであろう。ここに至って、両者の認識上のギャップが完全に露呈したといえるが、注目すべきことは、イギリスが加藤の見解を納得しないのは単純に理論上の問題にとどまらなかった点である。

イギリス外務省は、「英中協会」(The China Association) から揚子江地域における日英間の利害関係の報告書を入手した。報告書は、幾つかの分野を分けて論じた。まず海運について、日本は英国とインドの港で英国の船と自由な競争ができたのに対し、日本の港では外国船に高い関税を課し独占的立場を保持した。こうした不公平な競争を是正するためにもイギリスが日本領海での英国の出荷について類似の特典を獲得すべきことを提案した。また製造品目について、報告書は、第一に日本の製造業者が関税の保護を受け、市場を独占し、中国と地理的に近接している便宜から余剰製品の輸出が有利であること、第二に日本がインドで原綿などの材料を自由に調達し中国市場でインドの綿糸製造業者と競争ができたこと、第三に日本製品が国境貿易の低い関税と満州鉄道の割引運賃との二重の条件で競争の優位が保証されていること、などを指摘し、これらの利点を考慮すれば、日本が競争力を高めたのは驚くべきではないと述べ、厳しい結論を結んだ。「日本が中国の開発に投資したほとんど全額が英国によって彼ら(日本)に貸し出され、そしてそこで使われる英国のすべてのペニーが英国貿易に有害となることを理解されるべきである」<sup>84)</sup>。

ジョーダン公使からも二点の反論が付け足された。第一は、もし日本政府は南

---

83) Greene to Grey, 12 Jun 1914, F.O.371/1942.

84) China Association to Foreign Office, 10 July and 8 Aug 1914, F.O.371/1942.

満州における彼らの利害関係が条約に起源し、二つの戦争によって固められと強調するなら、この話は等しく揚子江流域におけるイギリスの利害関係に当てはまるであろう。中国の最も重要な港である上海は最初の中英戦争の結果である南京条約によって開かれ、漢口と他の揚子江流域の港は第二次戦争の結果として天津条約によって開かれた。イギリスは今まですべての商業の取決めを組織する開拓者として働き、排他的な傾向を持たないのがイギリス政策の特徴であった。事実、イギリスは鉄道利権のいずれも国家的な事業に変換しなかった唯一の大国である。第二は、日英の相互関係からいえば、イギリスは開拓者として京奉鉄道を敷設し、現在年間千万両以上の収益を上げ、北部そして中国全体においても最も繁栄する線路となった。この事業の成功によりイギリスは中国北部における鉄道建設の特殊な地位を与えられたが、この広大な地域に鉄道敷設を拡大するイギリスの念願は、次第に日露の反対によって限定された。1907年の法庫門鉄道計画も、1909年の錦愛鉄道案も、経済的な見地からすれば反対は決して受け入れられるべきではなかったが、計画は日本の感情に敬意を払って見送られた。つい最近の北京・察哈爾計画も日本によって拒否された。イギリスは摩擦を避けるために調和の精神で行動し同盟国の念願に最大の敬意を払った。そうしたことにより、イギリスは中国政府との正式協定で獲得した貴重な権利を犠牲にし、中国との約束を同盟国の政治的な利害関係に従属させたことで中国政府の反感を買った。これらすべての点に鑑みても、日本の主張はただ一方的なものに過ぎないというべきであろう<sup>85)</sup>。

イギリス外務省は、加藤の行動が目下のイギリスの政策に挑戦状を叩きつけたと受け止めた。グレーは加藤の苦情を拒絶する旨の返答を起草することを指示した。回答文は、まず南昌・漢口線路が殆ど直接にイギリスの揚子江保護地域の侵害を構成するために拒絶するしかないと日本の要求を一蹴し、イギリスの政策の動機について3月2日覚書の内容を繰り返して述べたうえ、次のように強調した<sup>86)</sup>。

85) Jordan to Grey, 2 July 1914, F.O.371/1942.

86) Grey to Jordan, 25 June 1914, F.O.371/1942.

この問題に対する英国政府の姿勢の主たる論拠は、グリーン卿の日本政府に対する2月22日の通告に明白に述べられており、そして互惠主義或いは相互棄権の何れかを支持することに議論の余地がない。

これまで特定の地域において支配的な権益を享受してきた個々の(列強)諸国に対して従来どおりの特権的地位を認めながら、他方で門戸開放政策を維持し続けることには、何ら矛盾がない。中国における状況が変化した結果、列強諸国の間に無制限の産業競争が現在起こりつつある。そのような情勢のもとでは、最も友好的な国との間にも摩擦が生ずるにちがいない。そうした状況を回避するため、英国政府は、各列強がそれぞれ特定の産業分野において抱いている野心を相互に認知しあうための暗黙の調整策として、門戸開放政策が理解されることを要望する。

日英間の争いの焦点がどこにあったかを整理する必要がある。加藤の異論は、揚子江地域における機会均等の原則を訴える一点に帰することができるが、その反面、イギリスが一般的な経済的利益と「政治的な色彩を帯びる経済的な利害」という区別し難いことばを使った根本的な動機が何かといえば、実際は「互惠主義」、もしくは「相互主義」を主張する以外の何ものでもなかったのである。この意味で、一見して「勢力範囲」を主張するイギリスの行動は、逆説的に、これまで南満州を実質的に「勢力範囲」と化した日本の政策に挑戦する含みを持ったといえるのではないだろうか。

イギリスの「相互主義」は、国家レベルと企業レベルの二次元に分かれる問題と見なされる。つまり、南満州と揚子江地域における経済活動の同等な扱いと、企業活動における開放性及び公平性の維持ということであり、「門戸開放」(Open Door)はどちらを欠いても成り立たないと思われた。しかし、日英間には両者のいずれにも大きな相違があることを熟知するグリーンとジョーダンは、日本との経済協力の構想に難色を示した。なぜなら、現状のままでは、イギリスはたとえ短期的な利益を得られるとしても、究極的に負けるであろうと恐れただからであった。また、こうした判断には、政治的な理由があった。たとえば第二革命の時に武漢に上陸した日本軍が動乱の後も撤退せず、長期駐留の動向を見せたことに対する政治的な懸念が実在したことも、当然忘れてはならない。

加藤のアプローチは、不毛な議論の末、日中関係を改善し日英同盟を強化するという本来の目的に到達するどころか、かえって相互関係を疎遠にさせる結果となったのは、誰の目にもあきらかであろう。加藤のアプローチに評価を下さなければならぬが、この点について、加藤高明像の再構築という本稿の主題に立ち戻って結論をかねて論じたい。

## V エピローグ

本稿を締め括るに先立って、まずこの論文の批判的な視点に触れておきたい。

第二次世界大戦終結以降およそ二十年の間に、反植民地、脱植民地の時代的な潮流は世界中のいたるところで渦巻いていた。このような動向を反映するかのよう、国際政治学の領域では、「権力政治」、「武力外交」、「勢力均衡」といった言葉が並んで近代史を解釈する上で多く用いられる「帝国主義時代」の概念を構成した。戦前日本外交はこの概念の枠内で解釈されなければならず、軍部に負けず強硬な外交を推し進めた加藤の外交指導者としての経歴は帝国主義者にふさわしいものだった。のみならず、明治から昭和期への日本帝国主義の源流を繋ぐ絶好の例として加藤外交が論じられるのも必至であった。

ところが、戦後の夥しい学問的な累積があったのにもかかわらず、1988年近藤操の『加藤高明』が出版され、著者本人も認めているように「伊藤（正徳）伝記の抄録に近い」という氏のこの著書は、加藤に対する認識と評価を、再び1920年代末の振り出しに戻してしまった。近藤氏は、端書で「加藤は実際政治家であった」と総括し、「(加藤外交) が責められるべきものがあるとすれば、結局おとさなければならない水増し条項を、元老、軍部など各方面の要求を入れて付加したこと」だと残念がりながら、「加藤の強気をもってしても（要求）全部を断り切れなかった」との弁解を忘れなかった。氏は、加藤外交を「火事場泥棒のと非難するのは、日本の利益よりも外国の見地に立った批判である」と反論し、日本に種々の文句をつけたグレー外相も加藤外交を容認したとして、グレー外相の回顧録を引用しながら、加藤批判への反論をかねて次のような評価を下した<sup>87)</sup>。

87) 近藤操、前掲書、265頁。

自国の独立と安全を確保することが、外交政策の第一義とすれば、加藤が外交責任者としての初期に英国と結んでロシアの侵略を防ごうと努力したこと、日露戦争で得た大陸地歩を固め、中国関係を明確するために、対独参戦の戦果を提供して懸案を解決したこととは、首尾一貫した任務の達成であった。後年外国のみならず、敗戦後の日本でも、加藤を対華侵略の代表者視する見方もあるが、実際の歴史的な環境を復元してのみ、公正な批判ができるであろう。当時の列強に共通であった中国侵略方針と、加藤死後の日本軍部による対華侵略とに比較してみるがよい。少なくとも外交の健在によって武力的な侵略を防ごうとしたのが、いわゆる二十一カ条要求であった。

近藤氏の評価は、戦前戦後に亘る一部の人々の見解を代表するといえるが、政治論としてはともかく、「歴史的評価」と見るのは問題であろう。この一組の議論は、少なくとも二つの命題を包含するが、どちらにも欠陥があった。まず、外交の第一義的な定義は、「自国の独立と安全を確保すること」というだけではなく、「国家間の対話を通じて摩擦を可能な限り最小限にすること」でもあらねばならないが、(帝国主義時代の名のもとに)この点が完全に無視されている。第二に、「当時の列強に共通であった中国侵略方針」とか、「日本軍部による対華侵略」とか、それらの言葉が明白な定義なしに用いられているが、それらが加藤外交と比較上の対極をなすものかどうかは疑わしい。もっと分かりやすくいえば、「侵略方針」とは、何をさしているのか、それぞれの人がそれぞれの捉え方が可能なので、明確な定義をしなければ、比較そのものが成立しないであろう。

とはいえ、近藤氏への反論のみが本稿の目的ではなく、本稿が着目したのは、むしろ別のところであった。つまり、近藤氏らの議論にせよ、帝国主義批判の議論にせよ、両者とも帝国主義時代を近代日本外交の唯一の歴史的な環境だったかのように決め付けた点で歴史認識を共有し、ただ、前者がこれを免罪の理由と考え、後者がこれを非難の根拠として用いた、という点で意見が分かれたにすぎない、ということの問題視したのである。要するに、帝国主義を具体的な歴史の状況の中で作用していた多くの力の一つとしてとらえるならともかく、近代史の全般を説明するマスター・キーとして帝国主義を捉えるのは、はたして、そこに歴史的な洞察が存在するのか、疑問を禁じざるをえないのである。

読者諸氏はすでにお気付きであろうと思うが、従来の研究と比べて、本稿では、近代史像の一面を異なるイメージで提示したのである。つまり、1910年代初め頃には領土的膨張を特徴とする帝国主義の思潮が退潮し、代わってデモクラシーの風潮が勢いを増していった。このような時代的な変化にともない、政治的領域では、議会政治は国民国家の一般的な政治形態となる傾向が強まり、経済的領域では、資本輸出は平和的、経済的拡張の遂行手段としての役割が日増しに重要となっていた。1911年辛亥革命以後の中国における議会政治への移行、国家的な経済統合の進展及び対外的な門戸開放政策の実施などは、このような時代的な変化と軌を一にした出来事であり、中国革命の結果は東アジア国際関係に奥深い構造的な変化をもたらさざるを得なかった。これこそ、明治から大正への転換期における日本外交が直面した新しい事態であった。立憲同志会総裁と外務大臣の二つの要職に着き、日本の外交政策に強い影響力を持った加藤高明は、政治指導者として時代の変化への対応能力が問われたのである。

では、以上の多くの資料に基づく検証によって、我々はどうのような加藤高明像を手にすることができたかを要約しておく。

加藤の政党政治家への転身は自らの政治価値に基づく判断であったが、時期からみて偶然なことではなかったのは、注目に値しよう。日本では国会開設以来すでに二十年を経過したにもかかわらず、国家権力が議会ではなく、長・薩兩派官僚によって握られた状態が相変わらず続いた。それだけに「専制主義」と対立するデモクラシーの思潮が、藩閥と官僚政治に反対し、民主的な政治改革を要求する政治的スローガンとして影響力を有したのは、いうまでもない。こうした時代の変化を背景に、加藤の個人的な経験から1901年横浜での代議士選挙に出馬し、落選したことが「民衆の力に対する開眼」となったというならば、日露戦後から駐英大使としてロンドンに滞在した四年間は、政党政治家として自らの進路を切り開くための予備時間を得たと同時に、世界的な視野で議会政治の発展を見通す力を身に付けた時期といってよい。このことは、加藤が辛亥革命後の中国における議会政治の発展に並々ならぬ関心を示したことが物語っている。加藤は、1913年中国訪問の時にわざわざ議会傍聴に時間を割き、議会の政治運営に関心を寄せた。また、中国の議会政治の未熟さを厳しく評する一方、「思慮もあり、識見も

ある」、「立派な人々の尽力に依って政治上相当の進歩を見得られることを感じ、深く之を希望する」との期待を寄せた。加藤のこうした姿勢は、「(加藤は) ロンドン滞在中に、議会その他の民主的手続の重要性について十分学んでいたようにも見える。しかし一方、中国に関しては、余り経験がなく、敬意も払わなかった。…『高等政治』に比し、彼は、中国政策には余り興味を示さなかったように見える」というような、傲慢な帝国主義者のイメージ像を覆す十分有力な証拠となりうるのではないだろうか<sup>88)</sup>。

ただし、次の二点を留意すべきであろう。第一に、加藤の中国の議会政治に対する理解は、日本での政治経験に基づくもので、保守的な色彩が強く、政治思想の上で孫文をはじめとする国民党急進派より、むしろ湯化龍などの立憲派の政治理念に近似したものと特徴づけられる。とはいえ、加藤が国民党急進派との間でデモクラシーの政治理念に共感したことは、疑いの余地がないし、1913年第二革命前夜の中国訪問途中で孫文、黄興に対し「自重」を忠告し、北京でイギリス公使ジョーダンに向かって孫、黄の安全に心配の念を表明するなど、革命派への同情をあらわにした。

第二に、加藤の政党政治家の立場は、第二革命以後に袁世凱政権が中国の議会政治の形態を変えたことへの対応に何らかの影響を与えたと推察できるが、これは、加藤が中国への内政関与を正当化していたことは意味していない。革命派を操縦して袁世凱政権の弱体化を狙ったというような指摘は、加藤の中国政策の構想よりも陸軍の政策の性格を表したものといてよい。要するに、満州問題にせよ、揚子江地域への経済的拡張にせよ、加藤の中国政策の構図のなかでいずれも重要な位置を占め、解決しなければならない問題となっていたが、問題解決の方法に関しては選択の余地が多くあったと考えられる。

そこで、革命派の勢力が抹消され、議会政体が変更されるといった中国の政治情勢の変化は加藤外交にどのような影響を与えたかを思うとき、一つの可能な解釈が重要となってくる。つまり、加藤にとって、袁世凱政権が独裁的になればなるほど、かつての議会と世論の監督が弱くなることを意味し、裏返しとして、袁

---

88) (注1)を参照せよ。

世凱政権と秘密裏に取引する可能性が大きく増大し、袁政権よりはるかに優勢な立場を占めた日本がより多くの条件を求めるのが自然の流れとも理解されたのであろう。日本の要求がなぜ「二十一カ条」ほど膨大化したのか、加藤外交の最も不可解な部分に関し、すくなくとも原因の一つがここで生じたと考えられるであろう。

進歩性と保守性を兼ね備えた政治家としての加藤の本領は、経済問題への処置にもよく現れていた。この点に関しても結論に至る前に、本稿の第二の批判的な視点に触れておきたい。

辛亥革命以後の中国における列国の鉄道投資の性格をどのように捉えるかは、従来の研究の盲点の一つとなっている。研究者たちは、往々古い史料に引きずられて、当時のいわゆる「鉄道利権の争奪による中国分割の危機」との議論を無批判のままに受け入れ、歴史分析を行う傾向があった。しかし、辛亥革命後に「中国分割」が恐れられたのは、ほかの国よりも日本においてであったことは、多国の史料を対照してみればあきらかな事実である。当時の日本の新聞、雑誌で流行した「中国分割」の議論は、概ね次の二点を根拠としていた。すなわち、内的には南北間の対立により中国の政治体制の崩壊が避けられぬ、外的にはヨーロッパ列強が中国で鉄道利権を獲得することにより中国の領土を事実上分割してしまう、との二点であった。第二革命以後、袁世凱の政権基盤が想像よりはるかに強大であることが証明済みとなったあと、「中国分割」論はもっぱら後者の一点に集中するようになった。1913年末以降の実業借款の開放に伴う鉄道利権の競争が熾烈となったことも、日本国内の危機意識をいっそう助長した。

しかし、本稿は長い目で中国の鉄道投資の状況を眺めた結果、軍部が意図的に煽ったことは別としても、日本の危機認識は中国の実情に沿う客観的な判断というよりも、日本ではなじまない資本輸入の形式に対する理解の欠如による心理上の恐慌という主観的な要素に大きく依存した、との結論に達した。

とはいえ、「中国分割」への危機感、この時期の日本の中国政策に暗い影を落としたのは否定できないという点からいえば、次の二点が重要となってくる。一つは、加藤は辛亥革命後の中国における列国の鉄道投資の性格をどのように認識したのか、もう一つは、加藤が「中国分割」の危機をどのように捉えたのか、

という点である。この二点を解明することは、加藤の中国政策の動機や構想を知る鍵となるであろう。これは、本稿がなぜ複雑な鉄道投資の問題に注目したかの理由であり、多角的な視点からの分析によって、次のような事実を明らかにした。

加藤は、優れたビジネスマンとしての見地から、列国の鉄道投資の競争を商業競争の一形態として捉えた。そして日本の資本力の弱さから無理な資本輸出の競争を強いるよりも、むしろ中国貿易の巨大な潜在力に着目し、海運と貿易の面で日本の優勢をもって商業的な拡張を図るべきであるとの考えを抱いた。1913年7月、加藤は、中国訪問から帰国した後に新聞、雑誌へ寄稿し、立憲同志会で講演を行った。これらの論説や講演の中で、繰り返し、鉄道利権の競争に端を発した「中国の分割で日本が遅れをとらないか」という議論の誤りを論破した。これらの談話から、加藤が同時代の日本のどの政治家よりも中国の鉄道投資の実態を正確に理解していたことが窺える。このことは、中国の議会政治に関心を示したことと同様に時代の変化に敏感であった政治家として、加藤の進歩的な一面を遺憾なく表したといえるのではないだろうか。

また、1914年新年号『大阪毎日新聞』への寄稿のなかで、加藤は「中国分割」の言葉を使ったが、投稿の本来の目的は日英同盟の重要性を世論に訴えかけるためであり、「中国分割」を危惧する性格のものとは言い難い。事実、加藤が、同年4月大隈内閣の外相に就任したあと、「中国分割の危機」はおろか、政権基盤が安定し、経済的統一政策を着々と推進しようとする一個の「統一中国」に直面させられた。この「統一中国」が英米の資本と結びつけば、日本にとって手ごわい相手になるのは確実であった。この時点で、加藤は、日本屈指の政治家、外交家、経済通としての実務処理の手腕や力量だけでなく、辛亥革命以後の東アジア国際情勢の変化にともない、日中関係、日英同盟関係ひいては東アジア国際関係の将来に向けての、新しい進路を描くだけの構想力を求められた。しかし、この点は、結局、加藤の限界を物語る結果となった。満蒙問題への対処方が加藤の足枷となっていたからであった。

満蒙問題に関して、1914年初めから民国政府が「鉱業条例」、「辺墾条例」などを相次いで実施し、幣制改革の一環として南満州を含めて東三省で貨幣統一の改革を試行した。米英をはじめ各国は、「鉱業条例」に異議を唱えたが、異議は現

実的利害よりも理論上の争議の性格を帯びた。しかも英米のいずれも貨幣統一の改革の試行に好意的な態度を示した。それと対照的に、日本にとって、これらはいずれも現実的かつ深刻な問題であった。これら条例実施や改革が成功を収めれば、日本の所謂「満蒙権益」が有名無実になってしまうことが強く恐れられたからであった。

加藤は、南満州の領土的な価値に否定的な見解を示したが、国内政治を理由に南満州権益の確保と拡大に固執する立場をとった。これらのいわゆる「特殊権益」を恒久的に維持し、南満州を日本の実質的なコントロール下におくために、加藤は中国側に巧みな経済的なアプローチの手法を用いた。実業借款の名目で奉天省に500万円を貸与するかわりに、南満州における税務、金融、財政への関与権、借款優先権、鉱山優先権及び農工業の合同経営などを承認させようと試みた。しかし、加藤の要求がたとえ純粋な経済的な性質のものだとしても、中国側からみれば、要求が民国政府の経済統一の政策と対立しており、この点からみても妥協の余地はなかったといえよう。さらには、この問題は日英関係とも複雑に絡み合い、加藤は足をすくわれる結果となった。

加藤は、早くから、日本に対するイギリス人の感情が冷却化し、逆に中国に対する同情が増しつつあることを察知した。それだけに、同盟を日本の外交路線の基軸と主張してきた加藤は、イギリスの対日感情の好転を図るべきことは勿論、中国に対する諸施策を遂行する上でも日英間の合意を絶対必要な条件と考えた。この動機から、1913年初めグレーとの会談で関東州租借地並びに南満、安奉鉄道の租借期限の延長について中国側と交渉する意思をほのめかし、イギリスの事前の了承を得ようと試みた。一方のグレーは、関東州租借地の期限延長について日本側の要望は無理がないと認めたが、南満、安奉鉄道を含めて中国の鉄道政策の全局にかかわる問題については用心深く意見の表明を避けた。

ところが、事態は、加藤の予想に反する方向へ動き出した。同年末の実業借款の開放にともない、鉄道投資の問題が日英間の紛争の主たる原因として浮上し、これを原因に大戦勃発直前まで加藤とグレーの間で激しい応酬をくりひろげる結果となった。この論争を通じて日英対立の本質が「互惠主義」を認めるかどうかにあることが漸次明瞭となった。イギリスは、日本が南満州を「勢力範囲」とし

て固める一方、ほかの地方で無制限な経済活動の参入を求めるのは不公平であると抗議した。その上、更に南満州と揚子江地域を同等に扱うことを条件に鉄道投資を含め揚子江地域への日本の資本参入を認めるといふ、これまでにない厳しい方針を打ち出した。イギリスの行動は、日本の南満州政策に挑戦する性格を帯びたものととれるが、これに対し、加藤は、南満州における日本の「政治的」優位はすでに承認ずみの問題として不問に付し、もっぱら揚子江地域の「商業的機会均等」を訴える対策をとった。

しかし、このやり方は却ってイギリスの反発を強めていった。イギリスからみれば、政治と経済の不可分な関係を証明してみせたのは、ほかならぬ、国家的保護に強く依存し、開放的かつ公正的というには程遠い南満州における日本型経済モデルそのものだったからであろう。このように、大戦勃発直前に、日英関係に危機が訪れた。加藤にとっては、これを単に皮肉な結果と片付けるだけでは済まされない問題となっていた。同盟の危機は日本の対中政策の危機であり、日本の外交政策の全般にとっての危機でもあったと考えられたからである。

こうした同盟危機への強い懸念は、結局、屈折した形で結実する結果となった。8月初め、第一次大戦勃発直後、加藤が、異例にも軍部の頭越しに対独宣戦を主導したが、その際、日本の参戦の動機として「日英同盟の情誼にもとづく」対独宣戦が公式に声明された。この声明は、当初から多くの異論を呼び起こし疑いをかけられたが、同盟の復活を願う加藤の意志の結晶であったことは、間違いないであろう。勿論、日英関係の修復は究極的な目標ではなかった。日本の対独宣戦、青島要塞の攻撃、膠済（山東）鉄道の占領などの一連の既成事実づくりと絡んで、満蒙問題と揚子江の鉄道利権の問題は、最終的に、1915年1月日本が中国に提出した二十一カ条要求のなかに再び登場することとなった。

さて、以上の検証を踏まえ、本稿で構築しなおした新しい加藤高明像を述べて、筆を擱きたい。

加藤は、進歩性と保守性を兼ね備えた政治家であった。政党政治家とビジネスマンとしての経歴は、彼の外交そのものに大きく作用した。デモクラシー時代の潮流の変化に敏感に反応したことや、イギリスの議会政治に憧れ、辛亥革命以後の中国の政治的進歩に評価し、政治変革の先頭にたつ議会の指導者に期待をよせ

たことなどは、彼の政治感覚の進歩的な一面を表すものであった。勿論、彼は資本輸出が平和的、経済的拡張に果たす役割についても充分心得ていた。

しかし、その一方で、留意すべきは、議会政治を象徴とする当時の国民国家の概念に準じていえば、デモクラシーと帝国主義（領土的膨脹とは限らないが）は並存しえるものであり、条約、権利、権益が「近代的」国家関係の上に生じるものと一般に認識されたことである。この意味で、南満州における日本の権益に執着し新たな条約や協定の締結によって中国における日本の新・旧権益を定着化させるとの加藤の発想は、彼なりの正当性、合法性の判断基準を有したといえてよい。だが、そこには日中関係の将来へ向き合うような前向きの発想が完全に欠如したという事実が目立っていたといえよう。加藤の限界を物語ったのは、こうした後ろ向きの考え方だけに留まらなかった。二十一カ条要求に見られたように、問題の性質の重大さを的確に認識することよりも問題の処理手段の細かな緻密さの追求を優先するという加藤の外交スタイルからは、少なくともこの段階では、彼自身、柔軟な構想力に長じた政治家というよりも、実益を最優先の行動規範とするビジネスマンの特性によく似通ったものを感じられてならないのである。